

1. 議事日程

〔令和6年第3回安芸高田市議会9月定例会第20日目〕

令和6年9月25日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	小松 かすみ	2番	水戸 眞悟
3番	南澤 克彦	4番	田邊 介三
5番	山本 数博	6番	新田 和明
7番	芦田 宏治	8番	山根 温子
9番	先川 和幸	10番	石飛 慶久
11番	山本 優	12番	穴戸 邦夫
13番	秋田 雅朝	14番	金行 哲昭
15番	児玉 史則	16番	大下 正幸

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

6番 新田 和明 7番 芦田 宏治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市長	藤本 悦志	副市長	米村 公男
教育長	永井 初男	危機管理監	神田 正広
総務部長	新谷 洋子	企画部長	高下 正晴
市民部長	内藤 道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	井上 和志
産業部長	森岡 雅昭	建設部長	河野 恵
消防長	吉川 真治	教育次長	柳川 知昭
教育参事	和田 治子	総務課長	佐々木 満朗
財政課長	沖田 伸二	政策企画課長	黒田 貢一
選挙管理委員会委員長	中森 美智代	選挙管理委員会事務局長	竹本 繁行

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	高藤 誠	事務局 次長	藤井 伸樹
総務 係長	日野 貴恵	主 事	實 村 峻



午前10時00分 開会

- 大下議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 大下議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において6番新田議員及び7番 芦田議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

- 大下議長 日程第2、先日に引き続き、一般質問を行います。
一般質問の順序は通告順といたします。
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。
7番 芦田議員。

- 芦田議員 7番、芦田宏治です。
通告に基づき、大卒3点について質問します。
最初に、藤本市長の所信表明について質問します。
1番目の質問をします。
本定例会初日において、市長の所信表明がありました。その中で、対話からの前進を軸に多様な意見を酌み取る寛容さで改革を実行すると表明しています。

対話とは一方向でなく双方向で議論するということですが、市民や議員、職員に対して具体的にどのような機会をつくり、どのような方法で対話を進めようと考えているのか伺います。

- 大下議長 ただいまの質問に対して、答弁を求めます。
藤本市長。

- 藤本市長 先ほどの芦田議員の質問にお答えします。
対話を進めていくには、まず、お互いの意見をしっかりと耳を傾け、尊重し合うことが大切だと思っております。常に相手に対する敬意を持ち対話を進めてまいりたいと思っております。

そして、具体的に議員、市民、職員それぞれに対してどうするかという御質問です。

議員の皆さんに対しては所信表明の中でも触れましたとおり、この4年間、市議会との関係は過去に例を見ない対話のない状況が続いておりました。この閉塞感を打破するため、例えば全員協議会の開催等に出席を考えております。

私自身としましては、対話の場を積極的に実現していきたいと思っております。

市民の皆さんに対しましては、ともにまちづくりを進めるため、市長との対話による意見交換会を考えております。市民の皆さんに市政に理解を深めていただくため対話集会を開催していきたいと考えています。

例えば、市がテーマを設定したテーマ活動集会、住民自治組織との地域別集会あるいは各種グループとの集会などを想定しております。

最後に職員の皆様に対してですけれども、宍戸議員への答弁の中でも申し上げましたとおり、機会あるごとに対話をしてまいりたいと思っております。時には同じ目線で、時にはリーダーとして提言や進言を行っていききたいと考えております。

○大下議長 答弁を終わります。
芦田議員。
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時07分 休憩

午前10時17分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
続けて、芦田議員の質問を続けてください。
芦田議員。

○芦田議員 次の質問に移ります。
所信表明の中で柱となる5つのビジョンが示されていますが、その中の3点について質問します。

最初に対話による改革についての質問です。

公共施設の削減については、丁寧な説明と対話を重視しながら、延べ床面積の37%にも及ぶ削減を推進するとしています。

改革を止めるには、公共施設の主たるユーザーである市民と、しかもあらゆる世代との対話の機会を積極的につくっていくことが極めて重要だと思いますが、そのためにどのような具体的方策を考えているのか伺います。

○大下議長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤本市長 お答えします。
先ほどと重なるかもしれませんが、テーマ別とか、年代別、自治会でずとか、そういった地域別というようなジャンルに分けて細かく対話集会を行っていききたいと思っております。

○大下議長 答弁を終わります。
芦田議員。

○芦田議員 次の質問に移ります。
暮らしやすいあたたかいまちづくりについて質問します。

暮らしやすいまちづくりには、行政と地域住民がとりわけ地域住民で構成される地域振興組織とのしっかりとした連携の下に取り組むことが重要だと思います。

しかし、各町の地域振興組織は、高齢化が進み、かつ、若い世代の組織離れも進み、地域振興組織の担い手の確保が困難になっているなど多くの課題が顕在化しています。

これからの地域振興組織の在り方や運営についてどのように考えているのか伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 合併以来、市民と行政の共同のまちづくりを旗印に、地域振興組織の活動支援を行ってまいりました。

しかしながら、先ほど御指摘がありましたように人口減少、高齢化の進行により担い手が不足している、あるいはこれまで活動を継続してきたことが難しくなっている地域が多々出てきております。

改めて地域の皆さんと対話を重ね、一緒に地域課題の洗い出しを行いながら、その課題をどのように解決していくか、例えば自助、公助、共助のいずれがふさわしいかなど、新たな支援の仕組みを検討してまいりたいと考えております

○大下議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 地域振興組織が活性化すれば、安芸高田市が元気になります。藤本市長は川根振興協議会で長年地域づくりに取り組んでいるので、その経験を生かして地域振興組織を活性化してもらいたいと思います。

市長が特に力を入れて改革していきたいと思っていることがあれば伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えします。

御紹介いただいたように私も川根地域で生まれ育ち、川根振興協議会に現在も携わらせていただいております。昭和47年に結成された組織ですので、ちょうど私と同じ52年になります。

合併以来、安芸高田市の振興協議会もいろいろ活動する中で、先ほども言いましたように、高齢化、担い手不足、いろんな課題が出てきております。

そういった意味で、やはり行政だけではこの地域づくり、まちづくりを進めていくことは当然不可能です。そういった意味で地域振興会の在り方を再検討し、力をつけながら、恐らく共助の部分を担当ってもらうような振興会になるのかなとは思いますが、そういった意味でしっかりと課題を洗い流し、それぞれの地域振興協議会をしっかりとバックアップする体制を取っていきたいと考えております。

- 大下議長 答弁を終わります。
芦田議員。
- 芦田議員 次の質問に移ります。
5つのビジョンの中のがんばる産業はまちの原動力について伺います。
商工業の振興、稼げる農業の実現、林業の振興、観光資源の活用などの取組と推進は、働く場の創出にもつながることになると思います。
企業誘致を促進し、商工業や農林業を支援して、元気なまちを目指すことは、結果としてまちの中に働く場をつくることにもつながり、地域の活性化と同時に人口減少対策にも結びつくと思います。
商工業や農林業への具体的な支援策について伺います。
- 大下議長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤本市長 お答えします。
商工業は企業誘致、誘致後の支援、あるいは製造業を中心とした市有地等の売却を行っております。特に都市部の企業を対象としたサテライトオフィス誘致また、新たに事業を起こすことを希望する方への開業支援を継続して行います。
農業はこれまで国の事業を活用して、青年就農に対する生活支援対策を行った結果、32名の支援を行っております。
農業開業を事業主体とする雇用就農事業では、農業法人が雇用した農業者の給与の補填を行い、農業への参入促進を継続して行います。
また、林業では森林環境譲与税を活用する新たな対策を検討してまいりたいと思っております。以上です。
- 大下議長 答弁を終わります。
芦田議員。
- 芦田議員 2番目の認定こども園整備計画の見直しについて質問します。
最初の質問です。
市長は、就任早々に吉田町中心部の3保育施設を旧田んぼアート公園予定地に統合移転する認定こども園整備計画について、移転先については現在ある吉田小学校校区が望ましいと記者発表されました。
極めて合理的な判断であると思っておりますが、現時点での具体的な取組状況について伺います。
- 大下議長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤本市長 お答えします。
所信表明でもありますように、吉田中心部の公立の3保育施設を移転するというについては、吉田小学校区内の建設について、ただいま準備を進めております。
複数の民有地も新たに候補地を含めて進めておりますが、土地所有者の方の関係もありますので、具体的なことはこの場では申し上げられませんが、近々お示しすることができる段階まで来ておりますので、いま

しばらくお待ちいただきたいと思います。

○大下議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 次の質問に移ります。

私は同僚議員と2人で、今年の1月下旬から3月下旬にかけて、吉田保育所、みつや保育所、吉田幼稚園の保護者と吉田小学校区、地域で言うと吉田地区と丹比地区の住民へ認定こども園整備計画についてのアンケートを実施しました。

アンケート結果については、関係部署の企画部、福祉保健部、教育委員会に提出しています。

○大下議長 市長は、アンケート結果についてどのように捉えているのか伺います。

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 先ほど御紹介いただいたアンケートについて拝見をさせていただきました。

共通しているのはやはり、災害のリスクに対する保護者の皆さんの不安が大きいかないかと思われました。

先日も20日、一般質問の後、福祉保健部長と担当課長と一緒に3保育園のほうを訪問させていただきました。そして、そちらで現場の意見もお聞かせいただき現地も確認させていただきました。

そういった意味からも速やかにこの不安を解消するために、新築移転することが急がれるということを改めて認識させていただきました。

当初では、たんぼアート公園予定地には2030年という予定もありましたけども、それを1年でも2年でも早く建設できるように今、進めておりますので、そういった意味で早く建設できるように、保護者の皆さん、地域の皆さんが、安心してもらえるように、進めていきたいと思っております。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 吉田小学校区への移転が明らかにされましたが、先ほど保育所のほうへは市長も訪問されたということでありますけど、保護者や地域住民、保育事業者など関係者への統合移転についての説明はどのように考えているのか伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 建設場所が最終決定しましたら議会の皆さんに御説明を申し上げますし、関係者の皆さんにも広く周知をして御理解いただいた上で進めてまいります。

○大下議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 次の質問に移ります。

藤本市長は、こども園の開園までに災害リスクのある気象条件が見込まれる場合、一時的に保育できる場所を確保する意向を示していますが、具体的な計画があれば伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 現在、災害の危険のある指数が発表されたときには、クリスタルアー
ジョへ避難をして保育をしております。

しかし、クリスタルアージョがもう予約が入ってるとか、同じ一般市民向けの災害の避難場所になってる場合では、ちょっと保育するのが不可能な日もあります。

実際、過去にあったということも伺っておりますので、現在、民間の施設をクリスタルアージョに代わる施設としてお借りできるように今、事務手続を進めておりますので、こちらのほうも手続が整えば、皆さんのほうへもお示ししていきたいなと思っております。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 クリスタルアージョが使用できない場合も想定して民間施設が使用できるよう調整しているということですが、まだ調整段階で結果は出てないということでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 先方には御説明をして御理解をいただいております。あとは、事務的な手続で具体的なところをどうするかというのを、トイレとかいろいろありますので、そういったところを考えていくところです。

○大下議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 次の質問に移ります。

吉田町山手の旧田んぼアート公園予定地は、公園機能に特化するとしていますが、現時点での具体的な計画について伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えします。

旧田んぼアート公園予定地には、吉田地区に認定こども園をつくと決める前の状態に戻ったという認識でおります。

公園として整備することを軸に、どういったものが加えればいいのかということを含めていろいろ検討しております。

○大下議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 旧田んぼアート公園予定地が約9,000平方メートルと広大であることから、公園機能と災害時の防災と避難機能を備えた防災公園にできないかと思えます。

3年前の豪雨災害では、クリスタルアージョや吉田生活改善センターなどへの避難のほか、ゆめタウンの屋上駐車場は車中避難者でいっぱいになっていました。

小さい子どもがいる家庭や動物を飼っている人などは、市が準備している屋内の避難所でなく、車中避難を選択した人も多かったようです。

道の駅三矢の里あきたかたも、災害時に防災機能や情報発信機能を備えているので、旧田んぼアート公園予定地と可愛小学校、可愛振興センターを合わせて避難所が4か所あれば、市内の避難者への対応だけでなく、近い将来予想されている南海トラフ地震が発生した場合、広島市をはじめ、近隣の市町の避難者の受入れにも対応できるし、防災に関して相互協力することもできると思いますが、市長のお考えを伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えします。

先ほど御提案をいただきました防災公園ということについても含めて検討していきたいと思います。

周辺の道の駅のあきたかたの防災機能も含めて検討していきたいと思っております。

○大下議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 みんなでアイデアを出し合って、市内外からたくさんの方に利用できるような公園になればと思います。

3番目の質問に移ります。

郡山城跡の整備について質問します。

最初の質問です。

近年、郡山城跡及び猿掛城跡で台風や豪雨、豪雪による土砂崩壊、倒木が多発しています。令和6年6月には、枯れ木の倒木により元就公墓所内の石灯籠4基が損壊しました。

また、9月には、毛利元就墓所北側登山道脇の嘯岳禅師の墓が枯れ木の倒木により損壊しました。

郡山城の登山道周辺では多くの危険木が認められ、文化財の毀損のみならず、決してあってはならない人的被害が発生するおそれがあります。

先日来、全国各地で街路樹等の倒木が頻発し、人的、物的被害が発生しており、大きな社会問題ともなっています。

訪問者が多い墓所周辺の枯れ木については、郡山を訪れる登山者に人的被害が及ばないよう伐採を進め、登山者、訪問者等の安全が確保されるよう取り組むことは喫緊の課題と言えます。

早急に郡山の枯れ木の伐採を行うとともに、枯れ木の点検体制づくり、伐採計画等を含めて具体的な計画があるか伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 郡山城跡の整備に係る御質問でございますが、郡山元就墓所内の倒木による石灯籠破損については、事故発生後、専門家による現地調査を実施をしたところでございます。

また、郡山城跡につきましては、主要登山道周辺を中心に詳細に把握を行いました。その結果、議員のほうからもありましたが、今後、人的被害が発生する可能性が十分に考えられると判断をしたところでございます。

したがって、9月補正で予算措置を行い、早急に伐採作業に取りかかることとしております。

枯損木等につきましても、職員によるパトロール、さらには樹医、樹木の樹、医者の方にもです。樹医など専門家の協力を得ながら、適宜点検、調査を行っていきたくと考えております。

○大下議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 墓所周辺の枯れ木の伐採が決まったということで、安全が確保されるのはよかったですと思います。

次の質問に移ります。

市内のボランティアでつくる安芸高田市ボランティア連絡協議会では、森を育て、森林保全活動に取り組む森林ボランティア団体、NPO法人ひろしま人と樹の会の協力を得て、毎年、郡山城跡の枯れ木の伐採と登山道周辺の清掃活動を行っています。

昨年度から市教育委員会などが企画した元就の里山守プロジェクトには、安芸高田市内外から100人近くのボランティアが参加して登山道の整備を行っています。

また、シルバー人材センターもボランティアとしても郡山城跡の清掃活動を行っています。

現在、それぞれのボランティア団体が独自の活動を行っていますが、教育委員会など、行政とボランティア団体が連携することによって、郡山城跡のより効率的な保全活動ができるようになるのではないかと思います。

教育委員会の考えを伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 昨年度から実施しております元就の里山守プロジェクトにおきましては、今年度も含め多くの皆様に御協力をいただき、登山道の整備をはじめとする郡山城跡の保全活動に大きく貢献をしていただきました。

また、先ほどありました安芸高田市ボランティア連絡協議会の取組に対しましても、この場をお借りしまして改めて感謝とお礼を申し上げます。

こうしたことから、ボランティア団体と行政の連携につきましては、郡山城跡の保全活用を効率的に推進するためには必要不可欠であり、そ

の重要性を改めて認識をしているところでございます。

今後におきましても、これまで以上にボランティア団体やNPOの皆様と連携を深めながら、郡山城跡の価値と特色を後世に引き継いでいけるよう尽力していきたいと考えております。

○大下議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 郡山城跡の清掃ボランティアをするグループの受皿があれば、ボランティアで参加する団体も徐々に増えてくると思います。

郡山城跡の整備に関する最後の質問をします。

郡山城跡の維持管理については、一般質問で数度にわたり取り上げてきました。

郡山は全山全域にわたって、鹿の食害により下草が食い荒らされ、イノシシによる土起こしなどで荒廃が顕著となっています。

その結果、表土が流出し、樹木の根が大きく露出するなど、裸地化が加速的に進んでいます。

今後、この状況が進捗しさらに悪化すれば、郡山の随所で倒木のみならず、土砂崩壊などにつながる可能性は否定できないと危惧しています。

郡山全体を再生し、史跡の保存、活用、整備を進めていくためには、関係団体、市民、地域活動団体と連携して、持続的な維持管理を進めていく必要があると思います。

また、教育委員会だけでなく、農林水産課、商工観光課、森林組合など専門的分野も含めて、史跡郡山城跡保存活用計画に沿った環境整備に取り組む必要があると思いますが、教育長の考えを伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 議員御承知のように、2021年、令和3年3月に作成しました郡山城跡保存活用計画第10章に運営体制の整備ということでまとめております。

その中でも、史跡の確実な保存及び適切な活用のため、史跡の管理を中心的に担う安芸高田市が先導し、土地所有者、市民、地域活動団体が連携する運営体制の充実、強化を図りますと明記しております。

したがって、先ほど議員のほうからありましたように、安芸高田市教育委員会はもとより、安芸高田市が先導しながらこういった団体あるいは市民、土地所有者あたりとさらに連携を強化しながら保全に努めていく必要があると考えておりますので、そのように今後、引き続いて努力していきたいと考えております。

○大下議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 対話は手間がかかるように見えますが、いろいろな課題解決の一番の近道になるように思います。対話からの前進に大いに期待して、私の一般質問を終わります。

○大下議長 以上で、芦田議員の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

4番 田邊議員。

○田 邊 議 員 4番、シセイクラブ、田邊介三です。通告に基づき、選挙制度についての市長の方針について、大枠2点伺います。

まず、最初の質問に入ります。

ポスター掲示場についてです。

選挙ポスター掲示場の数は237か所となっています。この237か所という数字はどのように決められているのか伺います。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

中森選挙管理委員会委員長。

○中森選挙管理委員会委員長 よろしく申し上げます。ただいまの田邊議員の質問にお答えします。

ポスター掲示場の数は、公職選挙法に基づき、選挙人名簿登録者数と面積に応じて選挙ごとに決めております。

詳細については、事務局長より答弁をいたします。

○大 下 議 長 答弁を終わります。引き続き答弁を求めます。

竹本選挙管理委員会事務局長。

○竹本選挙管理委員会事務局長 ポスター掲示場の数は1投票区につき、5か所から10か所以上において公職選挙法で定められた数を設置することとされております。

安芸高田市における設置すべき数は全33投票区合わせて260か所です。

そのうち山林の占める割合が多いなど、特別の事情がある投票区は設置数を減少させることができるため、選挙管理委員会で選挙ごとに決議して定めており、全体で23か所を減少させ、現在237か所としております。以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 毎選挙ごとに見直すということですので、近いところではこの7月にも一応ポスター掲示の数というのは精査してるから見直しを行ったという認識でよろしいでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

竹本事務局長。

○竹本選挙管理委員会事務局長 確かに選挙ごとに決めますので、このたびの選挙でも、7月の選挙でも検討した結果、同数としております。以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 次の質問に移ります。

先ほどは数の話だったんですけども、ポスター掲示場の設置場所、こちらはどのように決められているのか伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

竹本事務局長。

○竹本選挙管理委員会事務局長 ポスター掲示場の設置場所については、公職選挙法で投票区ごとに人口密度、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して、公衆が見やすいと思

われる場所に設置するよう定められていますので、そのような場所を選定して決定しております。

- 大下議長 答弁を終わります。
田邊議員。
- 田邊議員 設置場所についても先ほどの数と同様に毎選挙ごとに一応検討という
か検証といいますか、見直し等を行っておられるのかそこを伺います。
- 大下議長 答弁を求めます。
竹本事務局長。
- 竹本選挙管理委員会事務局長 設置場所については、設置箇所数と同様に選挙ごとに定めております。
以上です。
- 大下議長 答弁を終わります。
田邊議員。
- 田邊議員 次の質問に移ります。
掲示の数を減らしてもいいのではないかと感じています。
例えば、立候補者に配られた設置場所の説明資料等にあるんですけども、この181番、具体的には甲田町の上小原上高地というところなんですけども、この場所、先ほどの答弁の中でいろんな交通事情等も考慮するというようなお話があったんですけども、一体どれくらいの人が見ると想定されているのか伺います。
- 大下議長 答弁を求めます。
竹本事務局長。
- 竹本選挙管理委員会事務局長 181番の設置場所がある甲田第3投票区の有権者は約130人です。
また、御質問の設置場所については通り抜けができる道沿いでありまして、地域住民以外の方も見られるので、どれくらいの人がいるかという想定することはちょっと困難でございます。
- 大下議長 答弁を終わります。
田邊議員。
- 田邊議員 次の質問に移ります。
7月に行われた市長選挙と市議会議員補欠選挙でもポスター掲示について先ほど例に挙げた181番以外にも地域の方といいますか住民の方等もここはなくてもいいんじゃないかというような話も聞きました。
掲示の数を減らせばもちろんポスターの制作の公費負担であるとか掲示板の設置コストなどの経費削減ができるのではないかと考えるんですけども、ポスター掲示場を減らすことはできないのか伺います。
- 大下議長 答弁を求めます。
竹本事務局長。
- 竹本選挙管理委員会事務局長 先ほども説明いたしましたけども、特別の事情があれば減少させることはできます。
掲示場の数が減れば、ポスター作成の公費負担、それから掲示板の購入費、設置撤去費用も軽減されますけれども、一方で、選挙運動ポスターは有権者へ候補者を広く知らせる役割があり、慎重に判断する必要があります。

あります。

○大下議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 次の質問に移ります。

選挙公報についてです。

選挙公報は新聞折り込みによって配布されています。新聞を購読していない世帯には事前に申出があれば郵送するという対応が取られていますが、そのことを周知できていないのではと感じております。

現在、郵送での配布件数は何件か伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

竹本事務局長。

○竹本選挙管理委員会事務局長 選挙公報の郵送については、選挙の都度配布するパンフレットへ記載しているほか、ホームページへの掲載などで周知を図っております。

7月7日執行の市長選挙、市議補欠選挙での郵送による件数は85件でございます。

○大下議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 先ほど周知方法としてパンフやホームページというようなことだったんですけども、新たな周知方法、例えば市の公式LINE等、そういった情報発信などは検討されているのか伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

竹本事務局長。

○竹本選挙管理委員会事務局長 新たな周知方法ということですが、広く有権者に周知できますので、公式LINE等での発信も検討していきたいと考えております。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 次の質問に移ります。

先ほどポスター掲示場の数の中でやっぱり候補者を知らせる重要な部分だというような答弁もありました。そういった中でも選挙公報も同様にとても重要な部分だと感じます。郵送してでも全戸配布すべきではないかと考えております。

平成17年第3回定例会で同様の質疑に対して答弁は、ただいまの意見は貴重な御意見として承って内部でもしっかり検討させていただきたいと思っておりますというような答弁がありました。

これは実現できてない大きな課題というものは何かあるのか教えてください。

○大下議長 答弁を求めます。

竹本事務局長。

○竹本選挙管理委員会事務局長 平成17年9月の第3回定例会の会議録を見ますと、衆議院議員選挙の補正予算を専決処分したことの承認を求める疑義の際に、選挙公報の全

戸配布を検討してもらいたいという趣旨の質疑に対して、御指摘のような答弁が確認できました。

当時の執行部が検討したとは思いますが、臨時のものを短期間に行政嘱託員が全戸配布するということは困難であり、また郵送による全戸配布も同様に困難と考えております。

現状の選挙公報の配布については、新聞折り込みのほか、希望者へ郵送するとともに、市役所及び各支所または各施設へも設置し、自由に持ち帰ることができるようにしております。また、市のホームページに掲載していて、いつでも見られる環境を整えております。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 選挙公報の配布というのは時間的制約というのがとても大きな部分だと思います。告示日以降でない候補者が最終的に確定しないという中での配布ということなので、とても難しいというのは分かりますし、事前に申込みをしてもらってないいきなり誰が新聞の購読をしてないかどうかの調査等も難しいとは思いますが、先ほど、ホームページ等でも見られるような状況になっているということでした。

そういう中で、これも先ほども言ったんですけど、例えば市の公式LINEでの新たな周知方法等、発信方法を何か検討されていればお答えいただけたらと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

竹本事務局長。

○竹本選挙管理委員会事務局長 選挙公報についても、先ほどの郵送での周知の方法と同様に公式LINEのほうでも検討していきたいと考えております。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 次の質問に移ります。

投票所での撮影についてです。

ちょっとこれ前段が長いんですけども、とても重要な部分ですので御理解いただきたいと思います。

憲法第15条4項に全て選挙における投票の秘密はこれを侵してはならないとあります。誰が誰に投票したか分からないように、投票者の秘密を守らなければなりません。これは他者から不当な圧力を加えられることを防ぐ必要があるためです。

しかし、これが守られない可能性に危機感を感じております。

これまでいろいろな話を耳にしてきました。どどこに勤めているので〇〇さんの応援は表だってできないんだとか、この地域は〇〇さんを押してるからとか、応援したい候補者の選挙カーが来ても家から出て手を振ったりできないであるとか、また、〇〇さんに逆らったらこの地域では生きていけないなどです。

7月の選挙でもこの現状を何とかしてほしいとお願いをされました。

その方は自ら声を上げることはもう怖くてできないとまで言われました。私から見ればこの状況は異常です。

しかしながら、そんな状況でもあっても投票の秘密が守られていれば投票者の自由意思で投票ができます。

たとえ圧力をかけられていても、投票所で違った人の名前を書いて投票するという事は可能です。

それが投票所で撮影ができるということによって、名前を書いた投票用紙の画像を撮って来いというようなことを言われたら、違う名前を書くことができなくなるわけです。現状ですとそういうことができるような状況であるためそういったところを放置することは極めて危険であると感じます。

投票の秘密を守るために投票中での撮影を禁止すべきと考えますが、どのようにお考えか伺います。

○大下議長 答弁を求めます。
竹本事務局長。

○竹本選挙管理委員会事務局長 先ほど田邊議員が聞かれた話は、公職選挙法に違反する可能性がありますので、そのようなことはやめていただきますよう、この場をお借りして、強くお願いしたいと思います。

投票所内での撮影については、公職選挙法では直接禁止していません。

ただし、撮影する際のシャッター音とか撮影に伴う所作など、そして他の選挙人に対して不安感や動揺など心理的な影響を与えることや他の選挙人が映り込むなど、投票の秘密保持や投票所の必要保持に支障がある場合には、投票管理者がこれを制止し、命令に従わないときには投票所外にて退出させることもできます。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。
田邊議員。

○田邊議員 先ほどおっしゃったような理由で投票を静止することはできるということだったんですけども、その方が自分の投票用紙を撮っている行為そのものは禁止できないというような状況だというふうに認識してもよろしいでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。
竹本事務局長。

○竹本選挙管理委員会事務局長 選挙人さんが自分の投票用紙を撮影することは禁止はしておりません。ただ、周りの投票者の方が映り込むようなそういう撮り方は控えていただくようにしております。

○大下議長 答弁を終わります。
田邊議員。

○田邊議員 分かるんですが、ただでもやはり、撮れてしまうという部分です。それはさきの東京都知事選挙でXのほうで、かなり自ら投票をした投票用紙の名前を記入した投票用紙の画像というのは、かなり出回って私もかなりの数、目にしました。

その方は、自分の自由意思で名前を書いて、私はこの人を応援してま
すという発信がだったので、それについては問題ないんですけども、
自分の自由意思でないものが撮れるというような今の状況が問題ではな
いかというふうに私は捉えております。

投票の秘密というのは守らなければならないものだと思うんですけども、
そういった意味での守られない可能性がある状況を是正するとい
う考えはないのか伺います。

○大下議長 答弁を求めます。
竹本事務局長。

○竹本選挙管理委員会事務局長 先ほど回答しましたとおり、投票の秘密を保持しなければならないこ
とは当然でございます。けれども、先ほども言いましたとおり撮影を禁
止するという規定がございませんので、一律に禁止することはできませ
ん。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。
田邊議員。

○田邊議員 規定をつくることはできないのでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。
竹本事務局長。

○竹本選挙管理委員会事務局長 県内の他市の状況を見ますと、やっぱり一律に禁止というところは一
つもございませんでした。

先ほども説明したとおり、法的に撮影を禁止していないために、各市
もそのように踏み切れないということだと思います。

ほかの市の対応としても撮影を控えていただくようお願いしてる程度
にとどまっているというところでございます。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。
田邊議員に申し上げます。
ここで11時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
田邊議員の質問を続けてください。
田邊議員。

○田邊議員 次の質問に移ります。

有権者が不当圧力と感じた場合、選挙管理委員会で相談できる窓口は
用意されているのか伺います。

○大下議長 答弁を求めます。
竹本事務局長。

○竹本選挙管理委員会事務局長 答弁の前に一つちょっと訂正をさせていただきたいと思
います。
先ほど、ポスター掲示場の数が1投票日につき6か所から10か所以上と

答弁いたしましたけれども、正しくは6か所から10か所以内でございます。失礼いたしました、訂正をお願いいたします。

すみません、5か所から10か所以内に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、不当の圧力に対する相談窓口の質問についてお答えします。

選挙管理委員会では、選挙の執行に対する業務を行うこととされていまして、有権者が不当な圧力を感じた場合の相談窓口は用意しておりません。

しかし、そのような情報が寄せられた場合、内容によっては警察に情報を提供することもあります。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 次の質問に移ります。

オンライン投票立会いについてです。

今年の7月19日に鳥取県江府町長選挙の期日前投票で、全国初のオンライン投票立会いが実施されました。

人口減少を背景に、立会人の成り手が不足し、投票所減少の原因の一つになっていたということで、投票所の減少を食い止めるために実施されました。

鳥取県では、今後も県内各地でオンライン投票立会いを推進する方針とのこと。

本市でもオンライン投票立会いを推進する考えがあるか伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

竹本事務局長。

○竹本選挙管理委員会事務局長

鳥取県江府町で実施されたオンライン投票立会いに関して鳥取県選挙管理委員会からいただいた資料を見ますと、立会人の確保に一定の効果があったため、今後も県内の選挙で導入するとともに、マニュアルを公開して、全国に普及を図るとされています。

本市の場合、現在132名の方が立会人に登録されておりますので、直ちに立会人が不足するということはないと考えています。

現在のところオンライン立会いを推進する考えはありません。今後、鳥取県の取組に関心を持って見ていきたいと思っております。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 今現状132名の登録が、ということです。

江府町の場合、投票所の減少を食い止めるということが理由だったんですけれども、これ逆に考えればオンライン投票立会いを実施することで投票所を増やしやすくなるというふうに考えられると思います。

移動投票所であるとか例えば大型店舗での投票所、期日前投票であるとか、そういった形で有権者が投票しやすい環境をつくれれば投票率も上がる可能性があるんじゃないかというふうに考えております。

そういった意味でもやはりこういったオンライン投票の立会いというのを考えるのは非常に有効ではないかと思います。

いま一度お考えを伺います。

○大下議長 田辺委員に申し上げます。先ほどの答弁で、オンライン投票は考えていないという答弁があったと思います。それでなおかつ、答弁が欲しいわけですか。

○田邊議員 はい。

○大下議長 答弁できますか。

竹本事務局長。

○竹本選挙管理委員会事務局長 鳥取県の取組もまだ始まったばかりでございます。メリット・デメリットもそれぞれあるかと思っておりますので、今後、鳥取県の取組を見ていながら検討していきたいと思っております。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 次の質問に移ります。

市長の方針についてお聞きします。

後退とはです。

最初に幾つか認識をそろえるための質問をさせていただきます。

藤本市長は選挙のときに絶対に後退はさせないとおっしゃっておられました。この後退の受け止め方が人それぞれ違うと感じております。

藤本市長が言う後退とはどのようなことなのか具体的に教えてください。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えします。

田邊議員がおっしゃるようにそもそも言葉というものはそれぞれ人の捉え方で違ってまいります。また、その状況や背景によっても違ってまいりますと思います。

私が政治活動と選挙活動を通じて絶対に後退させないと言ったのは、市民の皆さんに強く訴えてきたことは、市議会と市長の関係を見たときに、市政として行政はまさに後退あるいは停滞させることなく前進をさせたいという思いがあったからです。

そういう思いを込めて絶対に後退はさせないということを申し述べさせていただきました。その答えがこのたびの市長選挙の結果であったとも思っております。

御質問に具体的にお答えするのは難しく概念もしくは考え方でお答えしましたが、基本的には是は是、非は非という対応で臨んでいきたいと、御理解のほどよろしく願いいたします。

○大下議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 市議会において市長との関係性においてというようなことでありまし

た。

ですから、廃止された事業が復活すること自体、そういった事務事業のことで後退というふうな捉え方ではないという認識でよろしいでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 そういう心配をされる方もいらっしゃるとお聞きしておりますが、そういった考えでは進めておりません。

○大下議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 藤本市長の思いや考え方というのはいろいろあるんだと思います。藤本市政はこれからということなので、我々どこを見てたらいいのかなどというのがちょっと考えておまして、藤本市長自身も市民に何を見てもらいたいというお考えなのか、それは事務事業の中身なのか、予算や決算の数字なのか、それとも別の何かがあるのか、そのあたりがちょっと伝わってきてないというか、ベクトルを何か一つのことをやるのか、そのベクトルが前進なのか後退なのかというのが非常に分かりにくくなってるんじゃないかなと感じます。

藤本市長の思いの部分で、後退の考え方の部分で、ここを見ておいてほしいというのがあればお伝えいただきたいなと思うんですけども。

○大下議長 答弁できますか。

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 政治が結果と言われます。一つ一つのことでまだ就任して3か月ということもありますので、具体的な成果は出てきてないので皆さんも見守りでもわっとした感じで見られてるんだと思うんですけども、これから一つ一つの成果が出てくると思います。その結果を見て御判断いただければと思います。

○大下議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 次の質問に移ります。

市長選挙の開票後の挨拶で、議長は待望の新市長というようなことも言われておりました。

市長選挙の頃には、清志会からの推薦は受けていないというような発言もされておりました。これは、相反するような部分に感じる部分もあって、清志会との関係性を隠そうとしているのではないかというような御意見も伺ったりもしております。

ここの部分、市長の真意、どういうことだったのか、その辺の思いの部分をお聞かせください。

○大下議長 田邊議員に申し上げます。

これ何の根拠があつてこういう今の発言が出たのかちょっと理解に苦

しむんですが、これは市長に答弁を求めるわけですか。

○田 邊 議 員 発言が相反するように受け止められる、その考え方を受け止めたいという、ちょっと説明をしていただきたい。

○大 下 議 長 何かの根拠があってそういう清志会から推薦を受けているという言葉が出てくるのかというのが。

○田 邊 議 員 御本人の発言です。

○大 下 議 長 市長の。市長答弁できますか。

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 よい機会でありますので市民の皆さん、また、市議会の皆さんにも御説明をさせていただきたいと思います。

結論から言いますと市議会の特定の会派から推薦を受けた覚えはありません。

当時私が言ったのは、支持をしてもらうとか応援をするという意味での推薦という、漠然とした表現をしたのかもしれない。その辺で誤解を与えたのであれば、ここで申し訳なく思っております。

立候補してからは常々言っておりますように、私は当時の議員さん全員の方のところをお邪魔してもらいまして、チャレンジするという報告と若干の政治的な会話をさせていただきました。

田邊議員もその一人のうちだと思っておりますし、その中でとりわけ清志会から特定の推薦状とか推薦を受けたということもありませんし、私とすれば、シセイクラブの皆さんも無所属の方も政治家の皆さんも、一緒に是は是、非は非で当選すれば一緒にやってみましょう、安芸高田市民の皆さんのためにやってみましょうという思いで、1軒1軒御挨拶に回らせてもらってました。

そして、その中で、結果報告会の中で多くの皆さんに祝福の言葉をいただく中で、議長さんから待望の市長誕生という言葉ですか、いただきました。これは他の出席者の皆さんと同様にお祝いの言葉として私は受け止めさせていただきました。

特別に深い関係があるとかそういうんじゃなく、市議会を代表して御挨拶をいただいたという感じだと思います。

○大 下 議 長 引き続き答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほど、立候補を決意してからという、私はということでちょっと聞いてもらえば、立候補を決意してから皆さんのほうを回らせていただいたということでお願いします。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員 立候補を決意をされてからは私にも来ていただきましたので、その辺の思いの部分は承知してる部分もあります。

それでは、次の質問に移ります。

リーフレットのギスギスしない改革の中に、今までこうだったの慣例主義をやめ、改革を実行しますとありました。

私の主観ではあるんですけども、議会はその慣例主義そのものであると感じるの部分が多々あります。

先ほど、最初の質問で議会と市長との関係性という部分もおっしゃられておりましたけれども、その議会に対してどのように対応するお考えなのかを伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 リーフレットですね、皆さんのほうに後援会活動の間で全軒回らせてもらってお配りさせていただきました。

この中にあるマニフェストは政治家として当然市民の皆さんにお約束した事柄でありますので、一つ一つ整理をしながら前に進めていきたいというふうに思っております。

そして田邊議員が主観で言うという前提で、議会が慣例主義のそのものとおっしゃっておりますが、必ずしも私はそのように決め付けはできないのではないかなど、議会に対してです。

市議会と市長は先ほど申しましたように、是は是、非は非で挑むことで、市民の皆様の負託にそれぞれ応えていくことができるんだと思っております。

ただ、田邊議員も議員の一員であられる以上、議会が慣例主義そのものと思うんであれば、議会の中から改革をされるべきではないかなと思いますので、そこを最後に付け加えさせていただきたいと思っております。

○大下議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 次の質問に移ります。

議員の資料請求についてです。

前市長の方針で議員から執行部に対する資料請求はできなくなっておりました。それが藤本市長の方針で資料請求ができるようになりました。どういう考えの下で資料請求を復活させたのか伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 資料請求については、かねてより一定のルールがあるように伺っております。議員個人の調査の受託に関する内規ですかね。それがあると伺っております。

議会、委員会、議員活動を範囲として議員の個人から議会事務局を通じて執行部に書面により資料請求を行うというものだと思いますけども、復活というよりはルールに基づいた運用に戻したということでございます。

○大下議長 答弁を終わります。

- 田邊議員。
- 田 邊 議 員 ルールに基づいた手順に戻したということだったんですけど、議会とのことでもあるので、例えば正副議長と協議などは行われたのかその辺を伺います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤 本 市 長 その点については、特に議論することなく決めさせていただきました。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
- 田邊議員。
- 田 邊 議 員 次の質問に移ります。
- 先ほどの質問とちょっと同様な部分でもあるんですけども、議員の窓口の対応についてです。
- 先ほどの質問と本当に似通ってくる部分ですけども、前市長の方針で議員が担当課の窓口で話を聞くということができなくなっていました。正確に言うとそれをするために市長の許可が必要ということだったんですけども、藤本市長の方針で窓口対応がそういった手続をしなくてもできるようになりました。
- どういった考えの下で復活させたのか伺います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤 本 市 長 先ほどの資料請求と同様、議員の皆様が議会、委員会、委員活動されるに当たり必要であると思ひ戻させていただきました。
- 議員の皆様また多くの市民の皆さんも、あるべき姿に戻ったのではないかなと理解をしていただけるものと思っております。
- 繰り返しになりますが、先ほどの件についてもこの件についても特にかまえて考えておるごくごく自然に粛々と対応すればいいのではないかなと思っております。以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
- 田邊議員。
- 田 邊 議 員 資料請求にしても窓口対応にしてもできるようになったので非常にありがたく思っております。
- こちらもちょうと先ほどと同様、正副議長と協議などはされたのか、その辺を伺います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤 本 市 長 先ほどと同様に議長さん、副議長さんとの議論はしておりません。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
- 田邊議員。
- 田 邊 議 員 次の質問に移ります。
- 議会だよりの執行部チェックについてです。
- 所信表明の初めにのところに、よいものは継承し課題があるものはし

っかりと改めるとあります。それ以降に議会広報紙の発行予算の執行保留の解除を行いましたともありました。

そもそもは議会だより第75号に虚偽があるという前市長の主張から始まったこの問題について、市長は課題がないと捉えているのか伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 私としましては議会だより第75号及び前市長の主張について特にお答えすることはいたしません。

一般論として議会だよりだけでなく市の広報であり、また他の情報発信も含めて虚偽があつては許されないことであります。

例えば誤った情報発信をしたのであれば速やかに訂正をし、再発防止を講じなければ、よりよきものを目指すということにはならないだろうと思います。

むしろ課題として捉えるならば市民の皆さんに対して議会広報をお届けできなかったことが課題であつたと捉えております。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 次の質問に移ります。

広報委員会としては議会だより第75号以降、間違つた内容にならないための対応を協議してきました。

執行部チェックもその一つでどのような形の執行部チェックなら議会と執行部双方にとって運用しやすいものなのか。他市の状況も調べながら話を進めてきました。

所信表明で対話を通じた丁寧な説明を行いながら前へ進めていく考えとのこと。執行部チェックを復活させるのであれば、議会と執行部の協議が必要ではないかと考えています。

現状としては議会だよりの執行部チェックは復活しましたが、どのような経緯で復活させたのか伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 最初に申し上げたいのは、議会だよりも市の広報も最終責任者は発行者でございます。その上で執行部チェックは記事の内容の中の質疑あるいはとりわけ執行部から答えた内容は正しく伝えられているかというものをチェックすることを指していますので、要約されて表現してあることも含めてチェックし、正しく市民の皆様伝えることを目的としており、正しく市民の皆様伝えることを目的としてお思います。

このことについては、目的から考えごくごく当たり前に行う作業の一つと考えておりますが、復活の経緯ですが議会から執行部チェックについての確認がありましたので、今、申し上げた考えの下、執行部チェックを行うこととさせていただきます。

○大下議長 答弁を終わります。

- 田邊議員。
- 田 邊 議 員 特に協議はされていないという、今の説明だとそういうふうを受け止めたんですけど、それでよろしいでしょうか。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 そのようでございます。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
田邊議員。
- 田 邊 議 員 先ほど、(2)の資料請求や(3)の窓口対応の質問とは違い、議会広報の執行部チェックに関しては、やはり議会と執行部は協議をすべきだと思っています。
- どうということかという、今までやってきたことが本当にそのままのやり方で正しいというか、いいのか。もっとよりよい方法はないのか。もちろん執行部なりの考え方もあると思います。
- そういった中で協議すべき内容いろいろあるんじゃないかと思っています。所信表明で対話と言われておりました。こちらは先ほどの芦田議員の一般質問の中でも答弁があった部分でもあると思います。
- 要はこの執行部チェック、この件で対話にならないのであれば一体のような案件で、どんなタイミングだったら、対話が実現するのか、ちょっと想像ができません。
- 例えば先ほど、芦田議員の一般質問の中で全員協議会への出席も考えているというような答弁もあったかと思うんですけども、全員協議会の出席は例えば4者協議をどうするのかとか当面の市長の考え方、どうした場合だったらその対話をどういうプロセスで対話をスタートさせていくのかというのがちょっと見えてこない、藤本市長の中でこういった過程を得てこういったことで対話をスタートさせていきたいんだという部分を御説明いただければと思います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 全員協議会については今ちょっと私のほうが提案する内容はないということを出てませんが、近々の全員協議会にはぜひ出席をさせていただき、案件について御説明させていただきたいと思います。
- そして議会のチェックですけども、基本的には内容について執行部が議会の広報委員会さんがつくられた内容について、細かくチェックするという必要はないと思ってます。ただ、誤字とかそういった数字的なものをチェックという元来の、本来の依頼がありましたのでその辺については御協力をさせてもらって正確なものを出させてもらおうと。
- 議員さんそれぞれの思いとかいうところはやはり議会広報委員会の中のほうでしっかりと思われてされて形にされてできてきたんだと思いますんで、そちらへ執行部の思いでチェックを入れるのもいかなものかなと思ってますので、そういった意味で市の広報についても最終責任者は

市長でありますし、議会のほうでは議会のほうでということですので、こういった形での対話をスタートするかというそのタイミングというところですけども、私は別にそれを拒んでるわけでも、こそこそとやってるわけでもありません。たまたま今のところタイミングがそういう場面を経ずして、ことが進めることが続いているということだと思っております。

ぜひともその辺は御理解いただきたいと思っておりますし、こういったことで議論をしたいという御提案がありましたら、喜んで議論に応じさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○大下議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 以上で、私の一般質問を終わります。

○大下議長 以上で、田邊議員の質問を終わります。

ここで、説明員退席のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時41分 休憩

午前11時42分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

13番 秋田議員。

○秋田議員 13番、無所属、秋田雅朝でございます。

通告に基づき、大卒1点について4項目、お伺いいたします。

所信表明についての質問でございます。

市長は所信表明の中で、安芸高田市の未来のために、今後の取組については、市政に対する3つの基本姿勢の下、5つのビジョンを柱として進め、まとめる、あったか、やり抜くという3つの視点で取り組んでまいりますとされております。

こうした姿勢や視点での取組が、今後の本市における未来への道筋をつける施策展開につながる、また、今後の施策展開における認識を共有するという観点で、以下の件についてお伺いいたします。

1点目でございます。

未来に向けた健全な行財政運営についてでございます。

基本姿勢のやり抜くの中で、総合計画について述べられておられます。総合計画の策定については、令和5年第4回定例会で一般質問をさせていただきましたが、今回、この所信表明では、長期計画である基本構想と今後4年間の基本計画の策定を行い、事務事業の計画的な推進を行うとされております。

また、財政推計を作成し、計画的で持続可能な財政運営を目指すとされております。

こうした取組は、今後の本市における重要課題となるという観点から、

次の点についてお伺いいたします。

まず、1点目でございます。

令和5年の一般質問の答弁では、市長選挙があるので、基本構想の議会議決は、令和7年にずれ込む可能性があるとのことでしたが、現況についてお伺いいたします。

○大下議長 　ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 　先ほどの秋田議員の質問にお答えします。

総合計画の基本構想の議会議決についてですけれども、来年の6月議会になろうかと思っております。今後、審議会を経て、パブリックコメント等を順次進めてまいります。

○大下議長 　答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 　来年の6月議会で議決を求めるということでございます。

この質問をさせていただきましたのは、一応、総合計画、市長もおっしゃっておられますまちづくりの最上位に位置する計画ということで、そこは共通認識だと思います。であるなら、今、第2次総合計画は今年度ということで、来年度の4月1日からは新しい総合計画の基にまちづくりが進められるのではないかというふうに考えております。

認識が違ってたら申し訳ないですが、明日、9月26日に総合計画審議会第1回が行われるということで、私はこれまでの経過がよく分かってなかったんですけど、今回が第1回ということはまだ何も先に進んでないのかなという考えと、それから一応さっき申し上げたように、今年度中にある程度の計画が出来上がって来年度から実行できるものではないかなという思いがあったり、期待があったりしての質問とさせていきたいと思いますが、これは来年度になるということは基本構想と基本計画、ここはまず基本計画、基本構想は長期ですから、基本計画の部分については一刻も早い計画がいるのではないかと。

ただ、市長今、就任されて間もないことですが、そこらあたりが大事になってくるということでお伺いしてるんですが、できる前の期間の考え方と市長の見解を再度お伺いしたいと思っております。

○大下議長 　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 　今回の総合計画の策定に当たっては、先日、業者のほうからインタビューを受けさせていただきました。その中で私の思いとマニフェストを含めて考えを伝えてありますので、今後、担当課や委託事業者に適切に反映をしてのっているものだと思っております。

○大下議長 　答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 　既に業者等のコメントをしているということですが、この質問もちょっと具体的な内容を聞いて申し訳ないとは思いますが、これ

までの第2次の基本構想は10年のスパンで考えられていて、今回は20年先を見据えたというふうになってたと思うんです。そこらの違いについては何かございますか。見解をお願いします。

○大下議長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 前回の総合計画から少し見直しをした点についての御質問だと思います。

これまで10年のスパンでやっておりまして、この期間というのが2024年度、今年度が第2次の計画では最終年ということになっておりまして、秋田議員心配しておられるのは少し間が空くんじゃないかというふうなことだというふうに捉えております。

そのことについては、確かにおっしゃるとおりで、少し6月に20年の基本構想については議決をいただく、そこまでは計画が2025年度の部分については、ない状態ができてしまう可能性は致し方ない、現状となつてはそこは致し方ないところかなというふうに思っております。

また、先ほど質問がありました基本計画について、今後4年間のというのも2025、6、7、8の4年間の部分については、基本構想ができた後、つくっていくというふうなことになりますので、これも2025年度、じゃあ、基本構想がないのにどうするのか、基本計画がない形での取組ということにはなってしまいます。

その部分については今、市長が申しあげましたように今後どうしていくかというふうなことについてヒアリングを、第1回目を市長とのヒアリングを先日やったばかりでございます。

これから委員会を9月、11月、2月と進めていく中で、市長の思いであったり、それからいろいろな子育て世代の皆さんとか中学生、高校生の皆さんの意見なども入れていきながら、今後の事業をどうしていくかというふうな素案についてまとめていって、素案については3月中にできる予定になっております。

ただ、そこでパブリックコメントなどをする関係で、6月になってしまうということでもありますので、先ほど来言っております少し期間が、計画がない部分ができるというところについては、そういったヒアリングなどをやっていって、基本構想ができていく中で2025年度の予算でその給付制については担保していくというふうなつもりで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大下議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 今、計画的なこと、空白部分の御心配の部分は答弁をいただいてかなり分かったところがございます。

もう1点細かいことをお伺いすると、総合計画は基本構想、基本計画、実施計画という3点セットみたいになってるような気がします。

実施計画は3年でもっと短いスパンで計画を立てられてきた経緯があ

るというふうに認識いたしておりますが、そうすると、その部分は、今、基本構想と基本計画の話をしましたが、実施計画についてはどのような考えでおられるのかお伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

企画部長。

○高下企画部長 実施計画につきましては、今、秋田議員がおっしゃられたとおり、3年の形で運用しております。

ここも長いスパンで20年の先を見据えてというふうな形で今後見直してまいりますので、3年が適切かどうかということも含めて今後検討することになります。

○大下議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 次の2番目の質問に移ります。

総合計画では市の土台となる要素に市長の意向が反映されるのではと推測いたすんですが、そこらあたりについての所見をお伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 おっしゃるとおり私の思いが入るだろうと思います。そういった意味で先日インタビューを受けさせていただきました。

その中で伝えさせてもらったのは、地域コミュニティーの強化をしたりとか、人口減対策そういったもの、あるいは高校の魅力化あるいは子育て支援についてのことをいろいろ思いを述べさせてもらって、反映させてまいるようお願いをしてあります。

○大下議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 要綱のほうについていろいろ思いがあるということなんで、そこらはこれからのことなんでここではもう具体的に聞くことはしませんけれども、そこらの思いがしっかり市民に伝わって、総合計画が市民のためのものになるように努力をしていただきたいと思います。

3点目の質問に移ります。

持続可能な財政運営について、何が重要事項と考えられておられるかお伺いをいたします。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 所信表明でも述べさせていただいたように、ツケを次世代に回さないということが重要だと考えております。全ての事務事業に優先順位を格付ける、厳格に行います。

そして、公共施設等総合管理計画の推進も行います。受益者負担の適正化もこれは当然痛みを伴う部分ですけども、しっかりと説明をしながら納得をいただいた上で進めてまいりたいと思っております。

あと、人口減少、少子高齢化が進む現状にあつては、財政健全化の取組を継続していくことは必須であると考えております。

○大下議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 一番大事な未来へツケを送らない、残さないということが大事だと思います。私もそう思います。

そのために財政運営をしっかりと中身の精査をしながら進めていく必要があるという認識の下で、所信表明の中で市長は財政推計の作成、それを持続可能な財政運営を目指すことの対応というか指針にするというふうに述べられております。

先ほど、基本計画4年度と先ほどなつたのは、財政健全化計画も4年度で一緒の計画になつてつてつと思つます。そののところを考えたとき、この財政健全化計画等の整合性、要するに財政運営、良好な財政運営をするのに健全化計画との整合性については、どのように考えておられるかお伺つしたいと思つます。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 財政推計の見直しの点ですけども、やはり新規事業とか増えたら見直しをしたりすることもあるかと思つます。

しかしながら健全化という方向は絶対にやつていかないとつとつこのなので、しっかりと自覚をもつて財政健全化の方策について取り組んでまいりたいと思つます。

○大下議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 財政健全化をしっかりとやつていくということなので、本当にこのところが何よりも、執行部の方が努力されながら、議会のチェック機能があるということを一ばんは、私は財政状況をしっかりと議会もチェックしていく部分だと思つます。だからそこで、これからはしっかりと市長と執行部と議会との議論が大切になつてくるだろうというふうに思つます。

次の質問に移ります。

○大下議長 秋田議員に申し上げます。

質問の途中ではございますが、ここで、13時00分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に続きまして、秋田議員の発言を許します。

秋田議員。

- 秋 田 議 員 引き続きよろしくお願ひいたします。
それでは、(2)にまいります。
買物不便地域解消についてということでございます。
令和2年第4回定例会において、買物弱者への支援はということで一般質問を行いました。
調査研究を行っており、民間活力の導入で対応を進めていきたいと考えているとの答弁をいただいた経緯がございます。
そうしたことも踏まえ、現況における高齢者対策の課題に買物難民があると思っております。
今回の所信表明で、移動販売による支援策の検討を行うと述べられていることから、次の点についてお伺ひいたします。
①でございます。
移動販売による支援策について、どのようなことを想定されているのかお伺ひをいたします。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えをいたします。
民間事業者による移動販売は、現状では一部の地域で限定的に行われていると認識しております。中山間地域においては民間事業者の参入が難しいという現実も報道等でありますので、例えば、この課題解決に取り組んでみようとする地域に対して行政が支援することができないかを含めて検討したいなと思っております。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
秋田議員。
- 秋 田 議 員 民間活力の利用による取組ということで答弁ですが、次の質問にも関わるので、2番目の質問のほうへ移らせていただきたいと思います。
令和2年の一般質問の答弁を生かされた検討をされてはと思うのですが、所見をお伺ひいたします。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 令和2年の答弁では、買物不便地域の解消のため日常の買物に困る市民の課題やニーズを把握し、民間活力の導入を検討していきたいとなっております。しかし、本市のような中山間地域、先ほどの答弁と重なるんですけども、民間事業者の参入が本当に厳しい状況だと思っております。
なかなかハードルが高いと感じておりますので、先ほど申し上げたように、地域の中で互助、お互いが、隣の人が買物をしてきてもらえるというようなところへの援助、そういったものとかを含めて、仕組みを考えていきたいなと思っております。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
秋田議員。

○秋田議員 答弁をいただいたとおり、調査研究の結果、3つの課題があるということが上がっておりましたので、その3つとは、売上自体が上がらない、それからお金がかかる、民間活用にはね、それから回るのに時間がかかるということで、この中山間地域、特に広うございますから、そういうことがあって、なかなか民間活力は活用は難しいんじゃないかという答弁もありましたけれども、もちろん、もう既に取り組んであるところもあるんですが、一番は私が申し上げたかったのは地域の活用です。地域による取組、これはもう全国でもいろいろ報道等でも出回っておりますけれども、そうしたところは大事になってくるんじゃないかというふうに思うんですが、これもまた、今就任されてすぐに申し訳ないんですが、であるなら、その取組を大体どのあたりに目標を設定されてこれから取り組んでいかれるか、もしお答えできればスケジュール的にお願いをいたしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤本市長 スケジュール的なものですが、現時点ではいつまでというゴールというのを定めてはいません。
ただ、研究段階にありますので、そういった民間の地域の中での互助での買物システム構築とか、そういったものを含めて緊急の課題として取り組んでいきたいと思っております。

○大下議長 答弁を終わります。
秋田議員。

○秋田議員 喫緊の課題として取り組んでいくということなので、今日も朝NHKの朝ドラの後、NHKですね、テレビ見てたら9時頃にコンビニによる移動販売の件を、なんか方言があったから茨城かどこか、あっちのほうの例を挙げておられましたけど、それも一つの手段ですが、一番申し上げたいのは、やっぱり取り組む民間、そこがまず誰かがいないとできないということなので、まずはそこから始めるために、じゃあ、行政として何が支援できるかをしっかり考えていただいた議論が必要だと思うんで、ぜひとも、これは買物難民、本当に身近な今、課題でございます。ぜひとも喫緊の課題として捉えていただき、取り組んでいただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

3番目、(3)の子どもの居場所づくりについてでございます。

地域の関わりが重要になる新たな課題として、また、地域ぐるみによる子育て支援として、子どもの居場所づくりを掲げておられます。

国では、令和5年12月に子どもの居場所づくりに関する指針を閣議決定し、こども家庭庁の下で子ども、若者の声を聞き、この視点で居場所づくりを推進されると認識はしておりますが、このことを踏まえて次の点についてお伺いをいたします。

①でございます。

市長が考えておられる居場所づくりについての所見をお伺いいたします。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

子どもの居場所づくりに関する指針、令和5年の12月22日に定められたものですが、これでは子ども、若者の居場所について過ごす場所や時間、人との関係性など全てが居場所になり得ると、物理的な場だけではなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態を取り入れるものとしています。

また、子どもの健やかな育成に家庭や学校だけでなく地域そのものも役割を果たすことが求められていると考えております。

子どもの視点に立ち、意見を聞きながら地域ぐるみで居場所づくりを進めることが必要であると考えております。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 地域づくりで居場所づくりということを進めるということでございます。

やっぱりその居場所づくりには、ある程度の例えば、所信表明にもあったかと思いますが、子ども食堂であったりするとしたら、やはり補助的な支援、金銭的な支援がやっぱり関わってくると思うんです。

国のほうでは、令和5年度からNPO等の連携した子どもの居場所づくり支援モデル事業費国庫補助金とかを設定されてつくって、今後これを使ってくださいというような方向だというふうに認識しているんですが、国のことですから、いきなし申請してできるというものはないですが、こうした援助ですか、補助金はしっかり活用して、お金がかかることはやっぱり国から出るんなら活用して取組を進めていただきたいと思うんですが、そこらあたりの見解をお伺いいたしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 多様な子どもの居場所づくりを進めるに当たっては、既存の社会施設、設備を利用する、活用することも必要だと思っております。

それと加えて先ほど御紹介いただいた国等にそういった制度、システムがあれば、そういったものをしっかりと活用しながら進められるように検討していきたいと考えております。

○大下議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 それでは、次の質問に移ります。

②でございます。

先般、これは8月30日の中国新聞に、学校内居場所設置について報道がございました。

内容は多分見ていただいていると思うんですが、このことについて本市における現状について教育長にお伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 学校における子どもの居場所づくりについての御質問でございますが、先般、中国新聞にも掲載をされましたように、現在、安芸高田市におきましても不登校傾向及び特別な支援が必要な児童生徒いわゆる不登校等児童生徒と呼んでおりますが、こうした子どもたちへの支援を行う教室、スペシャルサポートルーム、SSRとも呼んでおりますが、それを設置をしております。

具体的には7小学校のうち八千代小学校、中学校は6中学校のうち、吉田中学校、美土里中学校、高宮中学校の3校が設置をしております。

そのうち吉田中学校は、広島県教育委員会の不登校SSR推進校として、県教育委員会の指定を受けております。

他の小・中学校については、学校が独自に設置をしておる状況でございます。

○大下議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 今、答弁をいただきました。

確かに、令和5年度、もう既に決算でやりましたけれども、事務事業評価シート、この中で個別最適な学び推進事業ということで国からの補助金ですか。教育支援体制整備事業費補助金という補助金を使いながら教育センター、先ほど新聞にも出てたのはここだと思っております。教育センターに職員2名、それから今、学校の説明もいただいたんですが、そこそここれは違うのかどうか分かりませんが、そこで教育支援センターの運営をされて、それも全部国のお金でやられるというふうに認識しております。

それで、先ほどおっしゃいました居場所の中でスペシャルサポートルームを令和5年度に開設して取り組んでいるというのがさっきの中学校3校でしたか、のことだと思っております。

これはあくまでも基本になるのが、さっきは子どもの居場所づくりは世間一般のことと、これは特に教育についてお伺いすると、教育ではこれは不登校の対策の一つだというふうに私は捉まえます。

そうすると、この不登校支援ということで課題はあるのではないかなというふうに考えたら、事務事業評価シートの課題の中で、不登校のリスクとしたら勉強の遅れがあるというふうに、もう既に教育委員会のほうは書かれております。

対応としたらICTを活用しながら、SSR、さっきのスペシャルサポートルームと教室を結ぶ遠隔授業や在宅学習を取り入れるなどの課題があるんですよということを書かれておられるんですが、ここが施策展開につながっていくと考えるならば、今年度、既に6年度になってます

けれども、そうしたような取組はなされて、あるいは効果が出てくるようになってきているのか、そこらあたりを再度お伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 先ほど答弁をさせていただきましたのは、いわゆる学校の中におけるスペシャルサポートルーム、不登校の子どもたちを支援する教室のことを申し上げました。

先ほど議員のほうがお話されました不登校全体に関わりましては、現在、安芸高田市が設置しております旧甲田町の小田小学校に設置をしておりますが、教育支援センター、通称あすなる学級というふうに呼んでおります。

それから、もう一つ、待っておったといいますか、民間のフリースクールも吉田町に開設をされて、いわゆる子どもたちが選びやすい状況が少しずつではありますが、広がってきておる、充実してきておる状況でございます。

その中で遠隔授業でありますとか、そういったことの課題があるわけですが、不登校の子どもたちというのは、もう原因、要因が多岐にわたっております。

したがって現在、学校には来れますが、なかなか教室に入れないといった子どもは教室の授業の様子を固定ではありますが、固定カメラで写してそれを別室で見ながら学んでいるといったような状況もございますし、そういったことはなくても、先ほど言いましたスペシャルサポートルーム、SSRへ行ける子は、そこで自分のペースに合った時間割を担当の教員と一緒にあってつくりながら、原則1週間単位ぐらいの学習計画を立てながら、そこで学ぶといった、今、その子どもにも可能な限り、合ったような学習の体制を工夫しながら、現在、取組を進めているという状況でございます。

○大下議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 取組を進められているんですが、また話を居場所づくりに戻して、このところで話をするといろいろ全国的にも居場所づくりについては各学校で取組をされて、例えば朝の居場所づくりであったり、午後の居場所づくりであったりということで取組をなされている報道もございます。

また、不登校も一緒になるんですが、朝の居場所とか、夕方も含めて、居場所づくりを設けた学校には不登校が激減してますよというような報道もあるんで、それが直接ここでまちあうかどうか分かりませんが、と言いつつ、不登校が減るということはやっぱりその居場所づくりの原点というか根本的なところは、結局そこへつながっていくんで、その取組はしっかりしていただきたいと、取組はもうされてるんですけども、改めて居場所づくりの重要性を認識していただきながら、今後、令和6年度はもうかなり終わってますんで、次のところにも生かせるように、

例えば朝の居場所づくりというのは本市でやってるかどうかはちょっと私も分からずに話をしてるんですが、そこらあたりは取組はされたりするお考えがあるかどうか、再度お伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 御質問の朝の居場所づくりについてでございますが、現在のところ開設するというふうな考えは持っておりません。と言いますのは、御承知のように安芸高田市はごく小規模校、小規模校の学校がほとんどです。あえてそういった形のシステムと申しますか、体制を取らなくても、もう既にそれに近いような取組はそれぞれの学校が工夫し、実践してくれているというふうに把握しております。

先ほど申しましたいわゆるSSRの設置についてもですが、吉田中学校は県の指定を受けておりますが、他の小学校、中学校については、独自の考えで独自に設置して工夫をしながら取り組んでいるというような状況でございます。

そういったところから見ても、あえて朝とか放課後、特別な形というのは、今段階、考えなくてもいいのではないかなという判断ということでございます。

また、もう一つ、若干御質問とはずれるかも分かりませんが、今年度から小学校を中心にですがチーム担任制という取組をしています。

小学校は、全国多くの学校がいわゆる固定担任制ということで、年度初め担任を決めたら原則1年間は担任は変わらない。しかし、子どもも当然感情を持っておりますし、担任と合う、合わないといったことが生じてまいります。

そういったときに1年間合わないままでの関係を継続するということについては、子どもにとっては非常にプレッシャーがかかります。そういったことを少しでも改善し、不登校の減少につなげていこうということでチームで子どもたちを見ていくという形で、例えば1週間単位ですとか、1か月単位で担任が変わっていく。

まだこのことはこの4月にスタートしたばかりですので、保護者の方、市民の方に十分御理解をいただいているというところまで行ってませんが、今、努力している段階ですが、これも一つの目的の中には、担任と合う、合わないの関係を少しでも取り除いていき、子どもが学校へ通いやすい環境をつくっていこうという考えも中には入っているということでございます。

○大下議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 次の質問に移ります。

(4)の稼げる農業の実現についてでございます。

現況での農業課題は、農業者の高齢化と担い手不足が主たるものと認識をいたしております。

所信表明では、農業経営基盤強化の推進により、持続可能な農業経営体の育成で稼げる農業を目指されておられます。この実現には将来展望を見据えた施策目標と展開をセットで行うことが、私は不可欠ではないんだらうかというふうに思うんですが、こうした観点から、次の点についてお伺いをいたします。

①でございます。

農業経営基盤強化に対する取組について、市長の見解をお伺いいたします。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えをいたします。

ハード事業については国・県の施策を活用し、受益者のニーズに応じた方策の推進を考えております。

ソフト事業では、現在、認定農業者が96事業者そして新規就農者の青年等就農計画認定者は8事業者、地域の営農組合が27組織あります。

これらの担い手の支援と新たに参入を考えられている就農者に対して、農地の確保や経営力の支援を行っていきたくと考えております。

○大下議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 農地の確保という答弁があったと思います。

私は農業経営基盤強化には、その農地の集積であったりが大事だというふうに思っておるところです。

これまでの取組でも人・農地プラン、これが農地関連法で法定化された地域計画も今、かなり取組をされて進んできているというふうに認識してありますが、あとは昔からある農地バンク、中間山間地域何とか機構でしたね、その活用で農地の集積を図っていこうというのが基本だったと思うんです。

このことをしっかり充実されることが、いわゆる第2次の総合計画でもうたわれている農業振興における農業振興体制の整備に私はつながっていくんだらうと。

そうならないといけないと思うんですが、その取組、こうした農地集積に対する取組をもう一度その原点に戻ってしっかり取り組んでいく必要があるのではないかと私は思うんですが、市長、米を作っておられたようなことがあるんで、そこらもよく御存じだと思うんですが、見解をお伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 農地の集積について稼げる農業に必要な土地ということもありますし、荒廃地を増やさないという意味でもやっぱり活用する必要があります。

いろんな制度で農地のあっせんといいますか、集約していく耕法はあるんですけども、そういったところを現状の制度も見ながら、効率的に

スムーズに土地の集積等が希望者にできるように頑張っていきたいなと思っています。

○大下議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 次の質問に移ります。

農業経営体の育成についてですが、このことについてどのような取組を想定されているのか、所見をお伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えします。

国においては農業の憲法とされる食料・農業・農村基本法が改正され、新たな基本法の下、新たな施策が行われていきます。

この中で先ほども述べましたように担い手の位置づけについては、半農半Xや多様な担い手という言葉が使われてきていますが、言い換えれば担い手への農地集積だけは農地が守られないという兼業農家を含めた全員で農地を維持していこうということの表れだと思っております。

よって具体的なものは未定ですが、これまでの大型農家への一辺倒の支援だけではなく、規模の小さい農家への支援も国と県と併せて検討するよう考えていきたいと思っております。

○大下議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 おっしゃるとおり担い手の位置づけ、それから大型農家だけでなく中規模の農家であってもそれをしっかりバックアップしていくことが大事だということだと思んですが、基本的に私、農業経営体という言葉で考えたら、これは2020年の農林業センサスとかに法人、非法人の団体形態と非法人の個人経営体が合わせて農業経営体でありますよというふう理解はさせてもらってます。

このことが本市の農業の将来を考えたときには、この農業経営体、今言った非法人、法人の経営体を、ここをどのように伸ばしていくか、これが今までも取組、国の事業もあったかも分かりませんが、なかなか進んでないところがあるんです。そこを伸ばしていくかが重要な課題となるんです。

だから、その経営体を具体的に伸ばしていくのには、どうしたらいいのかなをきちんとやっばり将来的な目標を掲げて取り組んでいく必要があるんですが、市長いかがでしょうか、経営体について、伸ばすということについては。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 農業経営体についてですが先ほど言われました法人格を持った団体あるいは非農家で非法人化して細々と頑張っておられるグループいろいろあります。

そういったところで画一的な支援というのもまた難しいんですけど、今は、安芸高田市で言えばやはり大型農家、法人に対して頼っている農業になってるんだと思います。

しかしながら、先ほどもありましたように、もう小規模とか自分の畑で少しくったものを産直に売って頑張っておられるような農家の方もたくさんいらっしゃいます。

そういった人たちも元気になるような農業施策でないといけないと思ってますし、持続可能ではないと思ってますんで、そういったところを今、具体的にこれという制度はありませんけども、そういったところもいろいろ知恵をお借りしながら、検討してシステム化というか、安芸高田市の形をつくっていきたいなと思っております。

○大下議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 次の質問に移ります。

③の稼げる農業の実現には今、1、2といろいろな議論をさせてもらった中で、この取組を充実させ、さらにはやはり中長期的な指針、こういったことも私は必要であるだろうというふうに考えるんですが、中長期的な指針、そのあたりの見解についてお伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 稼げる農業についてですけども、基本法の中にもうたい込まれております生産コストの農産物価格への反映する仕組みづくりを行っていくということになっております。

実際、農家というのは、自分でコストをかけてつくったお米でも自分で価格を決められないという、ちょっと矛盾というか、面白くない部分もあるんですけども、そういったことを価格転嫁する仕組みを今度の基本法の中では考えていくということだと思っております。

また、関連法案でもあるスマート農業法により省力化、生産性の向上に役立つ先端的な技術や農業農機を導入する産地や開発企業の支援を行うこととなっております。

これらの動向も踏まえながら、農家の利益向上が図られるように考えていきたいなと思っております。

○大下議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 農家のことを考えた取組は当然やっていただけるというふうに思います。

私はあえて指針という言葉を使ったんですが、これは総合計画の中では第2次の総合計画の中では、農業の振興というくくりの中で施策目標と方針として、現状と課題、目標指標とか具体的な施策として掲げてはございます。

本市の農業の将来展望を描くには、私はさらに具体的な計画が必要な

のではというふうに考えるんです。

先般、9月19日のこれは農業新聞なんですが、論説で、JAの農業振興計画というのが載ってございました。

内容は、人口減少や生産基盤の弱体化が進む中で、次世代の担い手や農地の確保に向けた具体的な道筋を示すことは、次世代総点検運動の根幹となる組合員や職員の多様な意見を踏まえ、実効性のある計画を描く必要があるという内容だったんです。全くそのとおりだと思うんです。

稼げる農業を目指すには、実効性のある計画、これは絶対必要だと思うし、総合計画の中でのその目標というか方針ですか、それが間違っているとかなうんじゃないかと、そうじゃなくて農業は農業専門のがやっぱりいるんだと思うんです。

私の記憶では合併以来、その計画というのはございませんし、どこかで平成15年に計画を見たような気がせんでもないんですが、それはないんです。

だから本当に取り組むのであれば、しっかりすぐに早急につくるというのではなくて、いろんな意見を取り入れながら、そこには農家の方の意見もやっぱり必要だと思うんです。そうしたことをつくっていくのが振興計画の策定ということの主たる目的だというふうに考えるんですが、再度、そうした点を踏まえて、今、私、お話をさせていただいた点を踏まえて振興計画等の策定を考えられてはどうですか。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 いろいろ先ほど御提案いただきありがとうございます。

中でも実効性のあるということがみそだと思います。ただただ考えて、何か実効性がないものでは意味がないので、そういったところはやはりいろいろ専門的な人とか実際に農業を携わっておられる方々の意見を聞きながら、そういった指針ですか、方針を定めて取り組んでいきたいなと思っております。

○大下議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 農業に関していろいろな質問を今、3項目させていただきましたが、最後に、今回は市長の所信表明の一部について農業と先ほど4項目しましたけれども、一般質問を行ったんですが、農業については冒頭に述べさせていただいた3つの基本姿勢ですか、それから5つのビジョンの実現をするためには、もちろん議会あるいは議員個人の掲げていらっしゃる対話からの前進いわゆる議論、これをしっかりしていく必要があるのではないかと思っております。

最後に、この対話についての市長の確固たる意志をお伺いして最後の質問にさせていただきたいと思っております。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

- 藤本市長　私の掲げた対話からの前進であります。
- いろんな議員さんそれぞれとの対話も当然ですし、今日傍聴に来られてる皆さんもいろんな御意見があろうかと思えます。そういったものを何らかの形で対話あるいは集会でもしっかり膝を突き合わせて話をしていければというのが私の基本姿勢ですし、思いですので、そういった機会も今度、要綱を定めて進めていこうと思っております。
- とにかく意見交換する中で、人間は必ず結論を出せると私は思っています。最初は違う意見は当然あると思えますけども、そういったところを話をする中で、あんたがそう言えばそうやなという感じでまとめていく。それで安芸高田市の方向性を出していきたいなと思えます。
- これは緩いとか実現不可能なんじゃないかなという意見もありますけども、僕はやってできないことはないと思っておりますので、そこを頑張っていきたいなと思っております。以上です。
- 大下議長　答弁を終わります。
- 秋田議員。
- 秋田議員　以上で、私の一般質問を終わります。
- 大下議長　以上で、秋田議員の質問を終わります。
- 続いて通告がありますので、発言を許します。
- 1番　小松議員。
- 小松議員　1番、無所属、小松かすみです。藤本新市長の市政また定例会デビューに同年齢の新人議員として一般質問デビューさせていただきますこと、大変光栄に思っております。
- 市長のスローガン、対話からの前進、とても素晴らしいスローガンだと思います。ぜひ、偏りなく安芸高田市の未来のため、市民のためになるよう是々非々の態度で、先ほどからもずっと言われてたんですけども市政運営に取り組んでいただけると期待しております。
- 通告に基づき、大枠2点についてお伺いします。
- まず1点目、文化センター利用についてです。
- 市民の方から空いとるのに当日利用させてくれんよのう、わしらに使わせんようにしよるんかのう、そんなような声を聞きました。
- また、私も一市民として急なミーティングで当日利用できないんだという不便さを感じたことから、市民目線で一般質問に取り上げさせていただきました。
- 市内6町にある文化センターの利用申込みについて、安芸高田市文化センター設置及び管理条例施行規則によると、使用許可申請書の受付期間は、使用の最初の日の3か月前から当該日の3日までとなっております。
- 8月中旬に10月より前日までの申込みで利用できるように規則を改定する予定があるとお聞きいたしました。市民の使い勝手がよくなること、また、公共施設の稼働率を上げるという点においても評価できると思われました。
- しかしながら、近隣市町では、当日に施設が空いてれば当日利用申請

し、利用ができます。当市においても同じことが可能ではないかと考えます。

そこでお聞きします。

部屋が空いているのであれば、当日使用許可申請で利用はできないのでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 市内文化センター6館の使用許可申請の受付についての御質問と捉えます。

ホール以外の空き施設については、議員のほうからも先ほどありましたが、8月の教育委員会会議におきまして、規則改正を行い、当日の使用許可申請で利用可能としたところでございます。

これまでの規則は、クリスタルアージュが完成しました2007年、平成19年に整理したものでございます。当時、県内全ての文化施設の平均的な日数を参考にして決定したというふうに聞いております。

しかし、その条例を定めた日から20年近くが経過しておりまして、こんにち、他市町の状況も議員からありましたように随分変わってきております。

特に、近年、指定管理に出す自治体が増えてきておりまして、当然指定管理に出しますと業者は利益を上げることが大きな課題になってきますので、先ほどから御指摘にありますように、当日の申込みでも空いておれば可能とした自治体が増えてきているというような現状にございます。

本市はまだ指定管理ではなく、直営としておりますが市民の皆さん、議員からもございましたが、そういった要望を踏まえて結論的には先ほど申しましたように、10月から当日でも空いておれば利用可としたところでございます。

○大下議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 では、当日の利用申請で使用が可能になるということで、教育委員会現場の職員さん頑張っていたということでの改定だと思います。

文化センターは、現在オンラインで空き状況とか予約ができるようになっております。私も登録させていただきました。

そちらも、当日、申請許可は可能になるのでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 現状の予約システムにおきましては、現在、当日の申請はできません。ただ、システム提供元の公共施設予約サービスという事業体のほうには、当日受付で可能になるかどうか問合せをしている状態でございます。

ただ、このシステムが現在のシステム上、予約を仮にされた場合に、こちらの市役所側のほうにお知らせするといったような機能がございま

せんで、例えば5時終了間際ぐらいに申請をされて、職員がそれを見逃して、例えば帰ってしまったりといったようなことも考えられますので、ちょっと現時点では、その改修がうまくいくかどうかという点と、先ほどのような懸念がございますので、当日窓口に来ていただければ利用は可能なんですけど、現時点ではシステムでは対応できていないという状況です。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 では、窓口のみで当日利用申請で可能になるということで、問合せをいただいているということで、県のシステムなので、なかなかすぐに改定難しいと思うんですが、今やスマホを皆さんが持っている状態ですので、オンラインで空き状況、予約ができる、そういったサービスの向上につながると思います。

それでは、10月の改定はどのような形で市民のほうに周知をされるのかをお聞きします。

○大下議長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 既に9月5日付であったと思うんですが、ホームページのほうで周知をしております。あと、窓口に来られた方に直接案内をするといった形で対応したいというふうに考えております。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 私もインターネット上で早々と赤字で10月からの改定が告知されてるのを見まして、早めに周知をされているんだなというふうに思っていますが、皆さん、安芸高田市の広報であるとか、公式LINEであるとか、特にオンライン予約なのでLINEで見るとか、そういった広報の形もあると思うんですけども、その辺のお考えはありますか。

○大下議長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 御指摘のとおりLINE等でも現在できておらないんですが、周知をして広く皆さんのほうに認識していただけるようにしたいと思います。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 先ほどLINEをとということですが、安芸高田市の広報も含めてということではよろしかったでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 広報、最新号には載せることはできないんですけど、編集の都合上、次の広報、発行が可能な時点で対応したいというふうに考えます。以上

です。

○大下議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 皆さんに周知がされるということで、大変いい改定になるんじゃないかと思います。

市民の利便性と稼働率の向上につながることを期待しております。

1番の質問で当日の利用申請が可能になる改定が行われるということを知りましたので、通告の2番目と3番目の質問は取り下げます。

続いて、大枠2番目の病児保育についてお伺いします。

藤本市長の第3番目のビジョンにすくすく子育てと学びがあります。

その子育て環境の一つとして、病児保育について、安芸高田市病児保育事業実施要綱に病気の回復期等にあるため、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により、家庭による保育が困難である児童を一時的に保育する事業を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉向上を図ることを目的とするとあります。

本市の病児保育事業は2019年、社会福祉法人三篠会に事業委託され、甲田いづみこども園の開設と同時に併設で病児・病後児保育室、いちごが開設されました。

病児保育施設があることは働く保護者にとってとても安心して子育てができる環境と言えありがたいサービスです。しかし、本市は直近2年間で年間1,190万円の委託料を支払っていますが、利用者においては令和4年度で年間25人、令和5年度では年間40人、月平均で2人から3.5人程度ということで利用は多くないようです。子どもたちが元気で利用する必要がないのが理想です。

しかし、市民からはあまり施設のことを知らない、利用時間が9時からが利用しにくい、場所が遠いなどの声を聞きます。

事業は5年目を迎えていますが、事業の状況及び今後の計画等について、以下の4点伺います。

まず1つ目、利用率の低さについては認知の低さなのか、手続の煩雑さなのか、または甲田という立地なのか、利用時間帯9時からということ、利用料1回2,000円ですか、1日で。などの様々な要因があると考えますが、何が課題だというふうに考えていらっしゃるかお聞きします。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えをいたします。

病児保育の利用数の低さについては、やはり事業の趣旨として病気の回復期または回復期に至らないお子さんが対象になることから、どうしても利用者が限定されるという要因があると思います。

手続の煩雑さについては、やはり病気の回復期にあるお子さんをお預かりしますので、どうしてもお医者さんの診断情報提供書ですか、そういう書類的なものが必要ということで、これはどうしても提出いただく

なくてはならないというところがあります。

これが保護者の方にとってはとても通常の一時預かりとは違って、負担になっていると利用しにくいとされている点かなとは思っております。

○大下議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 今、答弁いただいた中に利用時間9時からということなんですが、働くお母さんとかに関しましては、9時からということになると、なかなかその日働きに行く、朝の出勤が遅くなるということで何とかならないかということで預けない方向も考えたりということもあると思うんですが、利用時間等については課題認識はないかお聞きします。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 利用時間についても確かに9時というのが働く保護者の方にとっては難しいというところもあるのかもしれませんが、ただ、診断書を取ってもらう関係もあるんで、どうしても病院が開かなくてはいけない時間との関係等もあるのかなと思うんですけども、その辺は課題が解決できるものかどうかというのはこちらのほうでも精査してみたいと思っております。

○大下議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 甲田いづみ園のほうにちょっと問合せをしましたら、前日までに診断書があれば翌日の朝早くからの受入れは、朝早くといえますか受入れはできる。当日に診断書がなくても前日までで可能なんだということは聞いておりますので、前日に診断書があるのであれば朝早めに預けるということは可能になるんじゃないかと思っておりますので、その辺、考慮いただいて、課題と考えていただけるのであれば、ぜひ前向きに考えていただければなと思っております。

次の質問に移ります。

現在、広報あきたかたには病児保育に関する掲載はないんですけども、広報あきたかたを活用して病児保育施設の認知を高める考えはないかお聞きします。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 現在、制度の周知については市のホームページの掲載及び出生や転入時に窓口でお渡しする子育てガイドブック、そちらのほうにお渡ししております。

その中で病児保育事業についても御案内をさせていただいておりますけども、先ほど、議員御指摘のように、広報紙については開所当初に掲載したのみで、それ以降はありません。

経過5年を経過しておりますので、改めて市民の皆さんに周知をした

いなとっております。

○大下議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 継続的に情報提供があると望ましいと思いますので、掲載を考えていただけるとのことなんですが、どのページに掲載を考えてらっしゃるかが今、分かればお聞きします。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 まだ、レイアウトまで考えてなかったんで、突然の指名なんですけど、前回のいいますと、これちっちゃいんですけども、Q&Aとかいろんな形で紙面を4ページにわたって甲田いづみ園の紹介も兼ねてやっていますんで、多分最低でもこういう見開きとかで前半がええか後半がええかで今ちょっと分からないんですけど、その辺は広報のほうと相談しながら、目につきやすいようにしたいと思います。よろしく願いいたします。

○大下議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 すみません。この元気な親子というのが毎月情報提供でありますけれども、いろいろ発達、成長と発達による悩み相談、子育てに関する相談いろいろありますが、ここに固定で普通に毎回アージュとか、そこもですけど、せっかく5年目でしっかり周知をするという意味では、特集を1回どっかで組んでいただいた上で、継続的に情報発信するというのはいいのではないかと考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 御提案のように皆さんに見てもらいやすいようなレイアウトで直接私が取材に行くなりするなりでもいいと思うんで、まさしく対話になると思うんで、やってみたいと思います。よろしく願いします。

○大下議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 では、次の質問に移ります。

先ほど1番の質問でいろいろ課題を認識していただいているのをお伝えしていただいたので、ほとんど聞いたかなと思うんですが、現状を見直して、より利用しやすい病児保育サービスの提供に向けて改善をしていく考えがあるか改めて聞かせてください。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 現状、病児保育サービスについては必要量供給ができているとっております。

いろんな意見を聞くのにそういった遠慮されたとかいう部分あると思うんですけども、要は待機児童的なような形でこうだから受けられませんという事例はなかったんだろうとっておりますんで、供給量については

評価しておりますが、今後、事業を実施する上で改善が必要な点がありましたら、先ほどの9時とか含めて、適宜対応を考えていきたいなと思っております。

○大下議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 保護者さんにとってより利用しやすい病児保育サービスになることを期待しております

次の質問に移ります。

藤本市長の所信表明に災害リスクのある吉田中心部の市立3保育施設を統廃合し、移転する計画について吉田小学校区内に建設することを前提に関係者と協議を進めるとありますが、新しく吉田町に認定こども園を計画するに当たって子育て環境の支援の拡充策として、甲田いづみ園同様、保育施設に併設で病児保育施設を整備する考えがあるのか、市長にお伺いします。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 病児保育でお預かりしたお子さんの病気が急変することが考えられるため施設の整備だけではなく、看護師とか保育士の人材確保並びに医療機関との連携が不可欠になると思います。

病児保育施設のための新たな整備につきましては、現在の利用状況等を踏まえた上で、支援体制の拡充が必要かどうかも含めて考えていきたいなと思っております。

○大下議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 より充実した子育て環境整備として、ぜひまた、現状を把握していただきまして、改善すべきは改善すべきということで取り組んでいただけたらと思います。

ただ、他市町では多くの病児保育施設は病院内もしくは併設が多い状況です。三次市も今年度からある保育所内から三次中央病院内に病児保育施設が移ったようです。

病院内で病児保育をしてもらえるとより安心して子どもさんを預けられるというふうに思います。吉田病院内の小児科等に併設をする等のことを検討できるのではないかと思います。当市においては今現状は保育園の併設、将来的には吉田病院というところを核にしまして病児保育というところをお医者さんのいるより安心した環境での病児保育というのを検討される考えがあるのかお聞きします。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 安芸高田市の中核病院である吉田総合病院の中でのということですが、以前に協議をした経緯はあるようなんですけども、やはり法律の問題とかで前に進まなかったというふうに伺っております。

あと、若干紹介なんですけども、県内の28の市町で広島広域都市圏というのをつくってるんですけども、そちらでは協定を結んでますんで、そちらに加盟している市町村であれば安芸高田市のお子さんも病児保育として受けてもらえるというのがありますので、これも併せて今度、広報のほうでさせていただきます。

○大下議長 答弁を終わります。
小松議員。

○小松議員 子育て環境を充実させて子育て中の保護者さんが安心して子育てができることを望みます。

また、安芸高田市の未来や子どもたちのためにも、20年後を見据えた基本構想また4年間の基本計画、社会や家庭を支えている本当に女性の声を積極的に反映したものにしていただき、男女共同参画宣言都市として、市の取組を推進していただくことを希望し、私の一般質問を終わります。

○大下議長 以上で、小松議員の質問を終わります。
ここで、14時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
続いて通告がありますので、発言を許します。
3番 南澤議員。

○南澤議員 3番、シセイクラブ、南澤克彦です。通告に基づきまして、1点防災についてお伺いいたします。

先月8月は南海トラフ地震の臨時情報が出て巨大地震注意が呼びかけられました。また、月末には台風10号の上陸に伴い、九州を中心に大きな被害が出ました。また、先週は能登半島でも豪雨によって甚大な被害が出ております。こういったことから、平時の備えが重要であるというふうに考えます。

その備えをするに当たりまして、まずは認識をそろえていくことが大切であると考え、その意味も込めて、以下、質問をさせていただきます。

まず、1点目です。

住民の生命と財産を守るのは誰でしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤本市長 南澤議員の御質問にお答えいたします。

住民の生命と財産を守るのは住民です。自らの命は自ら守るという意識を皆さんに持っていただきたいと思います。

その上で、行政は住民を守るための対策を講じてまいります。以上です。

- 大下議長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南澤議員 一般的にということですね。時々聞く声として国民の生命と財産を守るのは国の務めだとかいうようなこともあるかとは思いますが、実際、安芸高田市民2万6,000を超える数がある中で、職員が310何名、消防職員も50名台だと思います。
そういった中で、職員たちで全ての住民の命が救えるかというのと、そういったことではないということでも、市長自ら、はっきり住民自らが守るんだということをおっしゃっていただいたのはとても大切なことだと思いますし、やっぱり守り切れない、その数の職員では守り切れない、自ら守っていく、また、お互いで助け合っていくという認識がとても大切だと思います。その上で、次の質問に移ります。
2つ目の質問、自主防災組織が各地域で組織されていると思いますが、その活動には活発なところとそうでないところがあるというふうに思っています。
その上で、私の認識なんですけれども、その認識を執行部、市長以下お持ちかどうか、現状をどのように認識してますでしょうか。
- 大下議長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤本市長 南澤議員御指摘のとおり自主防災活動の状況、地域によってかなり差があると思います。印象としては災害経験の有無や程度、組織の充実度などが影響しているのではないかなと考えております。
- 大下議長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南澤議員 認識が共有できているということで、まずは、ここから議論が始められるなというふうに思います。
おっしゃるとおり活発なところ、進んでるところもあれば組織は一応できてはいるけれども、実際、具体的な活動ができていないというところもあるという認識をしています。
では、次の質問です。
どのような体制が整うと理想だというふうにお考えでしょうか。
- 大下議長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤本市長 各組織が自主的・継続的に防災活動を行える体制、そして地域の皆さんが助け合って災害による犠牲を防ぐことができる体制が理想と考えております。
基本的にはベースにはやっぱり自らの命は自ら守るというのは前提ですけれども、そういった思いであります。
- 大下議長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南澤議員 おっしゃるとおりあくまで自主的な活動で行政が強制をするようなも

のでもないという認識で私もおりますし、災害対策基本法のほうにも、2条の2のところそのような旨が書いてありますので、やっぱり自主的に進んでいく、そして継続的に進んでいく必要があるというふうに思うんですけれども、放っておいてその状況になるということもまたないんだろうなというふうに思いまして、そこに導くための指導だったり、支援、サポートが行政の役割として求められると思います。

そういった理想的な状態に持っていくために計画というか、こういうふうに行政として関わっていったらいいんじゃないかというようなロードマップはございますでしょうか。

○大下議長 南澤議員、今の3番でいいですか。

○南澤議員 そうですね。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 先ほど御指摘いただいたロードマップについて、現在、安芸高田市にはございません。組織の事情はそれぞれによって異なります。

理想像を目指して計画を立てるのももちろんいいのですが、できることから取り組んでいくほうが活動を継続しやすい場面もありますし、まずは自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持っていただくことが重要だと考えております。

市としては組織に応じた支援をしてまいりたいと思っております。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 市として特に計画を持っていくのではなく、各地域で自主的に動きがあったところに支援をしていくというお考え方だということ確認しましたが、自ら守っていくという意識がまだまだ浸透していないんじゃないかなと。何かあったら行政が何とかしてくれるんだろうというような考え方を多くの住民が持っているのが現状じゃないかなというふうに思いますが、そのあたりはどのように御認識でしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 確かにロードマップを作成するというは一つの方法だと思っております。

ただし、それが住民にとって変な意味のプレッシャーになったりとか、かえって活動が停滞することのないように注意をする必要があるかと思っております。

またロードマップの進捗状況から組織同士が、ここはできとる、できとらんというような関係になるいうのも注意をしなければいけないなと思っております。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 もう一度、すみません。今、私の質問を繰り返させていただきます。

ちょっと答弁がずれていたように思いますので、私の質問は、やっぱり住民が自主的に自分たちで守っていくという意識を持っていく必要があるという認識は市長と一緒になんですけれども、現状の住民の皆さんと対話をする中で、その意識、自分たちで守っていかないとけんのかと、自分たちが動かないけんのかとそういう意識をしっかりと持っているかという、そこまでの意識を多分共有できていないのではないかなと感じています。

行政が何とかしてくれるんじゃないかと、困ったら行政に言やばえんじゃないかと、もちろん行政ができることは行政するんですけれども、まだまだ自分たちのことは自分たちで守らなきゃいけないという意識が住民全体で共有できてないというふうに思っています。

そのあたりの、また、それは私の認識なので、私はそう認識してるんですけど、市長はどのように認識してますかということをお伺いします。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 すみません、再度お答えします。

確かに濃淡と比例してると思います。自分がその災害を経験すると、やはりそれなりのレベルというか意識は持っていくと思うんですけども、まだ他人事というか自分には直接被害ないという感覚でいると、行政が何かをしてくれるだろうという感覚になるんだろうなと、今お聞きしながら思いました。

ですから、やはりその辺の啓発とか、そういったところはやっぱり行政が持っていくチャンスをつくっていく必要があるのかなという思いがあります。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 いち早くそういった意識の共有を市全体で図っていく必要があると思います。

なぜなら、災害がいつ起こるか分からないからです。

そういった意味で、意識啓発を行政主導でリードしていく必要があるのではないかなと思うんですが、そのあたりは意識啓発をするための講演を開くとか、広報紙で訴えていくとか、そういったあたり何か指針があるとかお考えがあればお伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 指針という具体的なものは今ないんですけども、先ほど提案があったような講演会とか以前もあったとは思いますが、そういった防災・減災の講演会とか、そういったいろんなものを使いながら啓発していければなとは思っております。

○大下議長 答弁を終わります。

- 南澤議員。
- 南澤議員 続いて、(3)の質問に移りたいと思います。
食料等の備蓄について伺います。
地域防災計画の基本編37ページには、県及び市は災害に備え、緊急用の食料の備蓄に努めるものとするという文言があります。
一方で、先日8月29日の台風10号の接近に際し、市が避難所を開設した際には、避難される際は、本日分の食料や飲料水をお持ちくださいとの一文がLINEのメッセージに挿入されております。
食料や飲料水の備蓄について、市の備蓄はどのようなときに提供されるものなのでしょうか、考え方をお伺いしたいと思います。
- 大下議長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤本市長 市の備蓄食料、飲料水は避難情報の発令に基づいて開設をした指定避難所において避難者に対して提供いたします。
食料等を提供しないケースとしては、避難情報を発令していない場合、いわゆる自主避難の場合というのがあります。
また、避難情報発令後には提供できないことがありますので、先日、台風10号接近の際には、夕食の準備が間に合わない状況でしたので、本日分の食料や飲料水をお持ちくださいというお願いをさせていただきました。
提供の有無にかかわらず、できれば避難初日の食料等については避難者がお持ちいただければ助かります。以上でございます。
- 大下議長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南澤議員 今の御答弁をお伺いすると避難所に避難をすると何かあったときには避難所に行こうと思っている方々、住民の皆さんはまず、当日分の食料ぐらいを備蓄しておけば、あとはしばらく、もし避難所に滞在することになったときには、市の備蓄を頼りにしてよいと考えてよろしいのでしょうか。
- 大下議長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤本市長 おっしゃるとおりでございます。
備蓄のほうも一応は最大避難者数を計算した上で3食分備蓄しているということになっておりますが、最大ですので、これは全員の方が想定範囲で来るということはまれなんではあると思うんですけども、そういった状況なので、取りあえず1食分は用意してもらえればありがたいということで御理解いただければと。
- 大下議長 引き続き、答弁を求めます。
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 補足して答弁させていただきます。
基本的に市の備蓄食料で1日分、今、3食と申しましたが、1日分を賄

うことができます。その2日目以降については、県なりほかからの支援を求めて対応してまいります。以上、よろしく申し上げます。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 今の御答弁を私なりに理解すると、1日目の分は市が備蓄している。それ以降は県なりに支援を求めるということなんですけど、仮に道路が寸断されているとか孤立をしまして荷物が届かないというような状況になったときは、届かない可能性もあるということでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 最悪の場合を想定すれば届かない場合もあると考えてよいかと思えます。ですので、市民の皆さんはできる限りの備蓄を心がけていただきたいと思えます。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 そうはっきりおっしゃっていただいたほうが、住民も準備ができると思えますので、そういった認識でこれから我々も、もしものときに備えていきたいと思えます。

続きまして、次の質問に移ります。

(4) 多治比川の避難判断水位の見直しが昨年6月に行われています。今年の7月1日の中国新聞によると、雨が降った後、高齢者等避難レベル3の発表基準となる避難判断水位を超えたが、市は危険度が低いと判断して発表しなかったという記事がありました。

昨年6月にあったその避難判断水位見直しの説明会では、判断水位に達したら発表を行うというような説明があったと認識しています。

見解が変わったのであればそのあたりをお伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 避難情報は本来避難の必要性が生じたときに発令するものです。住民の避難行動に結びつけるためには大切なことだと思っております。避難判断水位に達した場合であっても、最終的に危険な水位に至らない場合もあるので、その他の情報も併せて判断するべきだと考えています。

多治比川については、昨年一昨年基準水位を超えても避難情報を発令しなかったことがあります。当然、基準水位は判断の基本として重要ですが、それだけをもって判断しているわけではありません。

危険性が低いと判断できれば発令しないこともありますし、逆に危険性が高いと判断すれば、基準水位に達しなくても発令することもあります。

先日は多治比川の場合は、避難判断水位を超えましたが気象庁が公開している流域雨量指数の予測値などの状況から、危険性が低いと判断し発令をしませんでした。以上です。

- 大下議長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南澤議員 判断水位、避難判断水位というのは一つの目安ということで、そこに達したから一概に情報が出てくるというわけではないということだったんですけども、危険性が低いというふうに判断できるときというのは、ほかにどのようなときがあるんでしょうか。どういうときに超えても出さないで大丈夫だと判断されるんでしょうか。
- 大下議長 答弁を求めます。
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 先ほど、先日の多治比川の例がありますけれども、気象庁が公開しております流域雨量指数の予測値というものが、これ6時間先まで出ているんですけども、そこに危険性が示されているかどうか、色で示されるんですけど、色がついてるかどうか、ただそれだけではなくてそれから、今後の雨量がどの程度なんだろうかという予測、そういったものを総合的に判断しております。
具体的にこの場合なら安全と今、ここで具体的に申し上げることはなかなか難しいと思っています。以上です。
- 大下議長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南澤議員 では、新聞報道にあったような基準に達したけれども出さないこともある。ただ、6時間先の気象情報だったり今後の雨の降り方などをしっかり判断して避難指示を出しているということで、安心して、信頼してくれと、避難指示が出たら逃げてくれと、そういうメッセージと受け止めてよろしいですか。
- 大下議長 答弁を求めます。
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 まさにそのとおりでございます。
もちろん空振りをする可能性は大いにありますけれども、避難をしていただく必要があると判断して避難情報を出しておりますので、その際には必ず避難をしていただきたいと思います。
- 大下議長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南澤議員 では、次の質問に移ります。
(5) です。
指定避難所についてお伺いします。
現在、公表されている指定避難所一覧の収容人数を見ると、屋内に収容できる人数は合計で1万9,439人、全市民を収容できる数ではありませんが、これはどのような考え方に基づくものんでしょうか、お伺いします。
- 大下議長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。

土砂災害の危険区域と洪水の浸水想定区域にお住まいの人口は、おおむね1万6,000人と把握をしております。

避難避難の対象はそこにお住まいの方ですので、数字上だけで言えば指定避難所は足りている計算になりますけども、指定避難所は多いほうが望ましいので、災害の危険性のある場所を指定避難所に指定できませんので、現在の指定状況となっています。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 今回の御説明だと、土砂災害の危険だったり浸水のおそれがあるところの方々のために今、避難所が用意されているという答弁だったと思うんですけども、自分が浸水エリアだったり土砂災害警戒区域に指定されてなかったりした場合というのは、この避難はしないほうがよいものなんでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 安全な場所にお住まいである場合には、むしろその場にとどまっていたほうが安全の可能性が高いです。ただ、たとえ警戒区域等にお住まいでなかったとしても、自分が危ないと思われれば避難をしていただくのがよろしいと思います。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 安全かどうかというのを自分で確認した上で、まずは自分の責任で行動するというメッセージだと受け止めました。

では、次の質問です。

指定避難所の収容人数を旧町単位でまとめてみますと、多いところでは高宮の7,837人、少ないところが向原で960人となっています。

人口の分布から見るとバランスが悪いように思いますが、このあたり御見解を伺いたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 南澤議員御指摘のとおり、町別に見た場合にアンバランスが生じていることは認識をしております。

指定避難所は法令に基づいて災害リスクのある区域等をできる限り避けて指定をしております。地域によって土砂災害警戒区域等の分布状況が異なるため、このようなアンバランスが生じております。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 アンバランスが生じているというところで、一番少ないところで向原町の960人なんですけれども、今度、土砂災害警戒区域だったり浸水区域に位置するところにお住まいがある方と比較して、この960という数字で足りているとお考えでしょうか。

- 大下議長 答弁を求めます。
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 向原町のお住まいの危険区域内の方は2,000人を超えてらっしゃると考えております。ですので、その方々が皆さん全員避難されるとなるとこれは足りないということになります。
しかし、避難に当たっては、御自分がいらっしゃる場所が災害のリスクのある場所なのかどうかを確認していただいた上で、地元にある集会所とかあるいは安全な集会所とか安全な親戚の家とか、そういったところも含めて避難行動を取っていただければと思っております。
できることならば、向原町についても公共施設に限らず、民間施設も踏まえて新たな避難所を探ることができればよいと考えております。以上です。
- 大下議長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南澤議員 今の御答弁は、指定避難所以外でも御自身で考えて避難先を地域だったり個人で見つかったりとかそういうような対策もそれぞれ考えてやってほしいというようなメッセージに受け止めたんですけども、そういう理解で構いませんか。
- 大下議長 答弁を求めます。
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 そのとおりです。指定避難所に限らず、安全な場所を見つけてそこへ避難をしていただくようお願いしたいと思います。
- 大下議長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南澤議員 次の質問に移ります。
③です。
豪雨災害は夏の暑い時期に起こる可能性が高いと認識しています。熱中症対策のためにもエアコンは、必須であるというふうに考えます。
執行部も指定避難所となる愛郷小学校、高宮小学校へ優先的にエアコンの配備を行うという指針を出していることは承知しています。
このほかに屋内の指定避難所で空調の整っていないところはありますでしょうか。
- 大下議長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤本市長 指定避難所で空調の整っていないところはあります。
旧郷野小学校体育館、池田集会所、高宮ハーモニー広場、旧来原小学校体育館、甲田中学校の5か所と高宮田園パラッツォの大ホールです。
以上です。
- 大下議長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南澤議員 今、5か所答弁をいただきましたが、空調が整っていないところがある

ということなので、その対応、このままでよいとお考えなのか、何らかの対応をしないといけないと思っているのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○大下議長 南沢議員、これ4番でいいですか。

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 空調の整っていないところがそれで対応ということですが、現時点では、スポットクーラーや大型扇風機を手配して対応しております。

高宮ハーモニー広場については、通常の屋内避難所とは異なり、車中避難を想定してますんで、そちらの空調設備は考えておりません。

それと今後どうするかというところですが、この整備については個別施設計画、公共施設編により文化センター等空調ですね、考えていきたいと思ってるんですが、ちょっと大規模な修繕費が高宮田園パラッツォ等にしてもどこにしてもですけども、家庭用のエアコンとはちょっと違いますんで、一度にどんというわけにはいきませんので、その辺は少しずつ対応できるところから考えていくように思っておりますけども、言われるように指定避難所なので夏、豪雨災害のときに空調が整っていないところで避難するのはかえって逆に熱中症を発症したりとか危険なことになりますんで、その辺のちょっと優先順位等も考えながらやっていきたいなと思っております。

○大下議長 答弁を終わります。

南沢議員。

○南沢議員 優先順位を考えてということだったので、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

次の質問に移ります。

⑤番です。

指定避難所の大半は、指定管理施設となっています。

地域防災計画の43ページでは、指定避難所の開設、運営について、市は指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとするがあります。

しかし、多くの施設において、施設管理者である各地域振興会はその認識が共有できていないのではないかと思うんですけども、そのあたりの市と指定管理者が協力してマニュアルをつくっていくというところの進捗状況をお伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 避難所開設運営マニュアルは作成はしてありますけども、現在、地域住民等の開設、運営する避難所がありませんので、地域住民等とのマニュアルの共有には至っておりません。以上でございます

○大下議長 続いて、答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 補足をさせていただきます。

先ほど指定管理者というお話もありましたけれども、施設と連携してマニュアルをつくるといいますか、施設の例えば鍵の場所を確認するか、開けるときの手順とかいったものをそれぞれ協議しているというものであって、指定管理者とマニュアルを共有してもらって管理者に開設してもらっているという状況ではまだない状態です。

今後、地域の方に、あるいは指定管理者の方に開設、運営していただくという方向になっていけば理想だとは思っております。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 現状、避難所を開設する際というのは、豪雨災害の危険性があって避難をされてることが多いと思うんですけども、その際は市の職員さんが用意をしてくださって避難所を開設してくれているものと認識しています。

一方で、震災等に遭った場合は、家が倒壊したり半壊したりして帰れなくなるような状況があって、避難生活が長期間にわたるといようなことも想定されると思います。

そういった際はずっとそこに職員さんが避難所の運営で張り付いているというわけにもいかないと思いますし、そういった場合は、地域の自主的な運営を要請するような流れになっていくものと認識していますが、そういった際のこと踏まえて、地域の指定管理者だったり自主防災組織とそういったときの話をしていく必要があるのではないかなと思うんですけども、そのあたりどのように御認識かお伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 現在も自主防災組織の中には避難所を自ら開設して運営していこうとしてらっしゃるところもございます。全ての自主防災組織や地域にそれをお願いするという状況ではまだありませんが、次第にそういったことをやっていけるようになったらということで取り組んでいるところでございます。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 取組が進んでいるということで確認ができました。

では、次の質問に移ります。

(6) です。

個別避難計画についてお伺いします。

①地域防災計画の54ページには、避難行動要支援者に対し、市の地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成

の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとするとなります。

この個別避難計画を作成すると書いてありますが、その進捗状況をお伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えします。

個別避難計画の作成対象者数は238人いらっしゃいます。そのうち46人の方について作成をいたしております。

引き続き、作成に取り組んでいるところです。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 大体5分の1ぐらいですか、4分の1から5分の1ぐらいの間で個別避難計画の作成が進んでいるということを確認しました。

これはいつまでに対象者全部作成をしようというような計画はできてますでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 現時点でいつまでに全ての方をというものは残念ながらございません。できるところから進めているところでございます。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 進んでいない、課題となっているところというのは、どういったあたりにありますでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 様々ありますが、主には避難先に移送支援をする人材の確保、それから避難先の確保といったところが課題でございます。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 次の質問に移ります。

福祉避難所については、同じく地域防災計画の43ページに、市は福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとすると思いますが、公示されてますでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 現在、安芸高田市には協定による福祉避難所が10施設あります。

ですが、今、議員がおっしゃっているのは、災害対策基本法に定める指定福祉避難所のことだと思われまます。公示するものですから、まだ指

定ができておりません。

ですから、御質問については、公示はまだ1件もできていないということになります。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 福祉避難所に避難をする必要がある方、特に介護が必要とか医療的なサポートが必要とかそういう方に対して、どこの福祉避難所に行くかということがあらかじめ決めておくというのがこの計画にうたわれていることだと思うんですけども、公示はしてないけれど決まってるということでもよろしいのでしょうか。それとも、決まってないということでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 個別避難計画をつくっているものについては、避難先を決めていることになります。ですが、それ以外の方については、避難先としては決まっていない。その部分は個別避難計画の部分でございます。

そして、若干誤解があってはいけないんですけども、福祉避難所にしか逃げることができないわけではございませんので、そのほか親戚の家とか、通常の指定避難所のスペースとかも含めて避難をしていただくようお願いしたいと思います。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 では、次の質問に移ります。

3番、福祉避難所は要配慮者の滞在を想定されていると見受けられますが、家族などケアを担う支援者については、どのような考え方になるのでしょうか。一緒に避難できるのか、それとも要支援者、要配慮者のみを福祉避難所に入らせていただくのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 家族などケアを担う支援者も一緒にぜひ同じ福祉避難所に避難されてほしいと思っております。むしろそのほうが望ましいことだと思っております。

協定を締結している受入れ側の施設のほうからも、支援者の同伴を希望されております。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 分かりました。家族も一緒に行っていくということで、これが皆さんで共有できていればいざというときに安心だと思いますので、議会広報などを通じてこのやり取りも広く伝わるように努力したいと思います。次の質問に移ります。

4番、福祉避難所には一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者あるいは医療的ケアを必要とするもの等、要配慮の方が想定されています。

一方で、受入れ対象にならない方の中でも、難病を患っている患者さんとか集団の生活が難しい、そういったところの難しさを抱える方々がいらっしやると認識しています。

全てのそういった要望に応えるのは難しいのは承知しておりますが、まずは障がいや特別なニーズを持つ人々が社会に平等に参加できるようにするために、個別の状況に応じた適切な調整や支援を行うという合理的配慮という考え方が障がい者の分野で特に最近法律にも位置づけられていると思うんですけれども、この合理的配慮という考え方を職員をはじめ、地域社会で共有していく必要があると思っています。

このことについて、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

障害者手帳の有無にかかわらず、障がいのある方は社会の中にあるバリアによって生活しづらい現実があります。それは避難所においても同様です。

防災計画やマニュアルなどの整備だけでなく、職員一人一人や避難される住民の皆様に、合理的配慮を理解していただくことが、このバリアを取り除くために大切なことであると考えております。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 合理的配慮という考え方は人それぞれいろんなニーズがあるので、ニーズをまずは聞いてみると、聞いてみた上で、特に大きなコストをかけずに対応できるものは対応していきましょと、お互いがお互いの事情を把握しながら、お互いが過ごしやすいように環境を整えていくというような考え方だと思います。

そういった考え方がまだまだ何て言うんですか、社会全体に広がっていったいなというふう思うので、こういったところをこの避難所だけではなく一般の業務とかそういったあたりの活動のベースに置いていただきたいと思うんですけれども、改めてそのあたりどのようにお考えか伺いたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 合理的配慮についての皆さんの意識を啓発することはとても大事だと思います。広報を通じるなり、いろんな方法で、そういった国が出してるチラシとかいうのもありますんで、そういったもので啓発をしていきたいなと思っています。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

- 南澤議員 以上で、私の一般質問を終わります。
○大下議長 以上で、南澤議員の質問を終わります。
ここで15時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時55分 休憩

午後 3時05分 再開

~~~~~○~~~~~

- 大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
続いて通告がありますので、発言を許します。

11番 山本議員。

- 山本優議員 11番、清志会、山本 優でございます。2日間にわたる一般質問で今日最後となりましたけど、皆さんお疲れだろうと思いますが、しっかりと質問して、誠意ある答弁をいただきたいと思います。

この3年間、質疑応答が大変かみ合わず、私たち苦勞しておりましたが、新市長になられまして、今日、初の一般質問。私も初めて市長に対して質問するわけでございますが、誠意ある答弁を期待しております。よろしく。

それでは、通告に従いまして、1点目、公共施設の廃止方針リストについてでございます。

2023年9月時点での廃止方針施設リストが発表されていますが、このリストについての見解を伺います。

このリストの中で、八千代の丘美術館について記載されています。廃止となっておりますが、設置管理条例は廃止になっていません。貴重な施設であり、存続を望む声が市内から多数ございます。

そういう中で、この八千代の丘美術館の廃止についての今後の存続、活用の見直し検討について、市長の考え方を伺います。

- 大下議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

- 藤本市長 山本議員の質問にお答えをいたします。

休館中の八千代の丘美術館については、現時点ではまだ募集は行っておりませんが、施設の有効活用していく観点から民間提案制度により、事業の実施者を募集することを計画をしております。

引き続き有効な活用策を検討していく考えです。以上です。

- 大下議長 答弁を終わります。

山本議員。

- 山本優議員 有効な活用策を検討していくという答弁をいただきましたが、芸術文化というものは継続するのが不可欠だと思います。公共施設も特に芸術文化施設に関するものの取扱いについては、大変重要なもので、気を配っていただきたいと思っております。

市民のためにぜひ残して、土師ダム周辺の施設とか、吉田の道の駅と

か、連携した活用を検討していただきたいと思います。

そういうただの検討ではなくて、実際に実現できるような、したいというような市長の考え方があれば、お聞かせください。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 八千代の丘美術館について、存続要望が強いのは私も重々承知しております。民間提案制度ということで募集をするということをおっしゃってありますが、一番理想はやはり美術館として誰かが引き継いでいただければ一番いいのではないかなという思いは思っておりますので、その辺も考えながら提案制度のほうを進めていきたいなと思っております。

○大下議長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本優議員 おととしてしたか、民間提案が1件あったと思います。

そのときの課題が周辺都市部の活用という問題が1点ありました。

これは市が最初から借地として借り上げて、そこにハウスとか農園をつくったわけですが、そのまま今もあります。この民間活用に対してはこの土地の整理が一番先にしなければならないことだろうかと思っております。

その点については、市長はどのようにお考えでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 先ほどおっしゃいましたように1件の提案があつてということで課題があるということで、今の状況になつてるということは承知しております。その辺のところも課題は解決せないけんという思いもありますので、そこは様子というか、現状を見ながら進めていきたいなと思っております。

○大下議長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本優議員 ぜひ前向きな検討を期待しております。

次の質問に入ります。

指定管理制度の今後についてでございます。

指定管理制度は、公の施設の設置目的を効果的に達成するために自ら管理するより指定管理者に管理させたほうが効果的に運営できるように民間に委託する方法であります。

指定管理料は施設の設置者として、最低限の施設の維持、管理、経費を負担するべきものであります。この3年間、指定管理料の減額を強いられてきました。各指定管理者は、市民のために負債を抱えながら今日まで努力されております。

そこで、今後の指定管理期間の決定及び指定管理料の算定については、どのようなお考えをお持ちか伺います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えをいたします。

まず指定管理の期間ですが、通常の場合3年または5年の複数年として
います。民間事業者による効率的な運営の工夫をしやすくすることが目
的のです。

期間を1年とする場合もあります。これは新たに指定管理を選定した
施設について、適切に運営できる相手かどうかを判断する必要があるた
め1年にする場合があります。

また、2023年度と2024年度においては、施設の運営方法を見直す必要
があるなど、環境の変化が想定される場合に1年にした場合があります。

今後は見直しが完了した施設から複数年の期間に戻したいと考えてお
ります。

次に指定管理料についてですが、算定の内容は施設ごとに異なります
が、基本的にその施設を管理するために必要な経費、費用を対象として
おります。

今後は物価高騰などの状況も踏まえ算定をする予定です。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本優議員 新規契約の様子を見るために1年という期間で、この3年間ぐらい指定
管理期間は決められておりましたけれども、それでは事業者は大変計画
は立ててにくいわけですよ。

そこで今後は見直されると言われたんですが、今後やっぱり指定管理
者、安心して事業を継続していくためには、きちっと精査して、管理料
も期間も安心して事業ができるように設定してあげるべきだと思います。

それがやっぱり施設のためにもあるし、市民のためにもなると思いま
すので、その辺はしっかりと検討しますという答弁だと思うんですが、
その辺をしっかりと精査してこれからもやっていただきたいと思いますが、
もう一度答弁をいただきたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 現在まだ個別の事案についてお答えすることはできませんが、各担当
部局のほうで指定管理の選定に向けた手続に既に入っております。

10月中に指定管理者候補者選定委員会を行い、12月議会に提案予定と
しております。以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本優議員 今の答弁で期待しておきます。

それでは、次の質問に入ります。

3番目、にぎわい創出についてでございます。

にぎわい創出について所信表明で述べられておりますが、どのような
対策を考えておられるのか伺います。

現在、安芸高田市にはサンフレッチェ広島、安芸高田わくながハンドボールクラブのプロチームがあり、県民・市民で盛り上がっております。今年度は各地域でも、コロナが23年度、第5類感染症に引き下げられたため、多くのイベントが再開されているところであります。

土師ダムでもこのたび利用開始50周年を迎え、記念事業を開催し、多くの参加者がありました。コロナ前までは土師ダム花火大会が行われていましたが、前市長の時代に経費と安全対策が課題として中止されています。

しかし、市民ほか、市内外から毎年のように多くの方が開催を望んでおられ、楽しみにされているところです。毎年1万人を超える人出があり、相当の経済効果があると思います。

そこで、今後の土師ダム花火大会の再開については、どのように考えておられるか、お伺いいたします。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 御提案いただきました花火大会ですけれども、安芸高田市合併後、多くの方々に夏の風物詩として広く知られ開催してきた安芸高田花火大会です。

安全対策や警備体制の確保、シャトルバスの増便など、年々増加する来場者に対応するための体制強化を継続することが困難となり、中止を今、しております。

花火大会を再開した場合、やはりオーバーツーリズム、キャパオーバーにより、来場者への安全確保が懸念されておりますので、現時点では土師ダムの周辺の活性化については、今後違う形でイベントを開催できるよう、引き続き関係団体と協議をしていこうと思っております。

○大下議長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本優議員 今のところ開催する気持ちはないというような答弁でございましたが、ネットには今でも記事が載っとるんです。夏の終わりを彩る一大イベントとして地元の方々や観光客に愛されています。今年の日程はまだ公式に確定していないようですが、予想では2024年8月下旬に行われる予定です。詳細な情報は、主催者の公式発表をお待ちくださいというような記事が載ってるんですよ。毎年これが載るんですよ。やっぱり皆さん土師ダムの花火大会というのは、ダム湖100選に選ばれたイベントでもあるんです。

交通体制とかいろんな課題があると言われてますけれども、今のところまだ問題も事故も起きてないわけですよ。ただ、方法をしっかりと検討してやれば、これだけ皆さんが楽しみにされてるイベントですから前向きな検討をしていただきたいと思いますと思うんですがどうですか。

市長、いつか再開してやりますよというような気持ちにはなりませんか。答弁ください。

- 大下議長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤本市長 御質問に対して満額回答すればいいんでしょうけども、現時点ですぐ分かりましたという回答はちょっとできかねます。
ただ、そういったやり方の工夫とかそういった面で研究する余地はあるかなとは思いますが、そういったところで今日のところは御勘弁していただきたいと思います。
- 大下議長 答弁を終わります。
山本議員。
- 山本優議員 今日、結論的な言葉を言ってくれという答弁を求めているわけじゃない。勘弁してくれと言われても勘弁できませんけども、前向きに検討するという言葉をいただければそれでよかったですと思います。後でもいいですから言ってください。
いつでも喫茶店なんかでもコーヒー飲んでても、お客さんから今年はあるんか、どうなんやと、寄附が要るんだったら今すぐでも寄附しますよという人がたくさんいるわけですよ。
ですから、最後には、前向きに検討するというようなはっきりした言葉をいただければと私は思います。それでは、そういう期待しといて、次の質問に入ります。
少子化対策についてでございます。
少子化対策については、所信表明では述べられていませんが少子化の現状は大きな課題です。
以前は市内でも婚活事業があり、2021年度結婚は強迫観念があるというような発言で中止になりました。廃止されました。
しかしその間、約10年間の活動で60組の成功の結果があり、ほとんどの人が市内に住居を構え、生活されているところで、その人たちには大変喜ばれているところであります。
そういう中で、今後の少子化対策事業について、市長は何かお考えがあるのでしょうか、伺います。
- 大下議長 山本議員に申し上げます。
要望で終わらないようお願いをいたします。今の問題じゃないですよ。今の質問ではなしに、前回、今の花火のときのもそうですし、その前も要望で終わっておりますので、気をつけていただきたいと思います。
ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤本市長 少子化についてですけど、少子化は全国的な課題であるということは周知のとおりであります。そのために具体的な策は現時点では持ち合わせておりませんが、先般出ました人口戦略会議において20代から39歳の女性の減少率を基準に消滅可能都市になるということで判断をしていると考えがあれば、その年代の女性を呼び込む施策は必要であると考えております。

具体的な施策については、他市町の事例も参考にしながら、本市に見合うものを取り組んでいきたいと思っております。

○大下議長

答弁を終わります。

山本議員。

○山本優議員

ちょっと要望で終わったような記憶がないので、あれなんですけど、少子化対策については、それは日本中が全部なかなか出産も少なくなっ
て少子化どんどん進んでいくわけですが、婚活をして結婚していただい
て子どもができればよくなるわけですが、婚活して、婚活を望む人たち
もたくさんおられるわけです。ネットでマッチングアプリなんか使って
結婚される、竹原市ではそういう事業を立ち上げられましたよね。

そういう中でもちょっとこの間調べたら、こども家庭庁の交付金の制
度があって、地域少子化対策重点推進交付金というのがあるみたいなん
です。こういうものを使って、婚活事業というか、少子化対策事業とし
て何か計画したらどうかと思いますけども、この交付金については御存
じで、その辺の活用についても検討されたことがあるのでしょうか、お伺
いします。

○大下議長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長

事業については初めてお聞かせいただきまして、市としては現在それ
を基に取り組んだことはありません。

○大下議長

答弁を終わります。

山本議員。

○山本優議員

市長も新しくなられたばかりでまだ全体の把握はされていないと思
うんですが、こういう交付金の制度もあるということで、今後、執行部
全体で考えていけば、少子化対策になるんじゃないかと思えます。

しっかりとその辺を検討していただきたいと思えます。要望では終わ
ってはいけないので、この交付金については知らないと言われたん
ですが、今後の検討課題として、どのように考えておられるか、もう一度
答弁を求めます。

○大下議長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長

先ほど御紹介いただきました交付金については近々調べさせていただ
いて、安芸高田市でそれを活用することができるものがあれば、十分に
活用させてもらって少子化対策に利用していきたいと思っております。
以上です。

○大下議長

答弁を終わります。

山本議員。

○山本優議員

最後の質問者で早く終われという後ろからの声がありましたけど、誠
意のある答弁をいただきまして、前向きな検討をするというふうに私も
捉えさせていただいたので、これをもって今後それを期待して、私
の一般質問を終わりたいと思えます。

○大 下 議 長 以上で、山本議員の質問を終わります。
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
次回は、9月27日午前10時に再開いたします。
本日はこれにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員